



第七次 地域福祉活動計画

つながり・つなぐ助け合いで 共に生きるまち 館林

社会福祉法人館林市社会福祉協議会

はじめに

館林市第七次地域福祉活動計画をお届けいたします。

本計画は、令和7年度から令和11年度までに行われる市民の地域福祉振興の活動を取りまとめたものです。本来であれば、第六次地域福祉活動計画の実施期間に合わせ、令和6年度策定を予定していましたが、コロナ禍による社会変化に対応するため、1年遅らせて策定いたしました。



策定にあたっては、市内8支部の支部長や企画委員をはじめ関係者による懇談会を開催し、アンケート調査をもとに5か年間で実施すべき各地の地域課題を摘出し、その課題を解決すべく協議のうえ活動計画としてまとめました。

今地域は、団塊の世代が後期高齢期を迎える2025年問題に直面しています。コロナ禍のもたらす社会様式の変容は、市民活動に大きな痛手を与えました。培われた人材や数々のノウハウは今もって回復するまでに至っておりません。

しかし、私たちはいつまでも現状に留まっているわけにはいきません。再び地域の包括的ケアシステムを再構築し再稼働前進する必要があります。

七次計画では、六次計画で提案した地域づくりのための活動システム「相談窓口の機能強化」「人材育成とネットワークの充実」「各種イベントの開催と居場所づくり」の3項目に、孤立や孤独を防ぐ「繋ぎ合う地域の実現」を加えた4項目を軸に、市の地域福祉計画と併せた基本目標を設定いたしました。

この計画が、8支部社協をはじめ各種の地域福祉団体に共有され、館林市が策定した館林市地域福祉計画推進の一翼を担えれば幸いです。

社会福祉法人館林市社会福祉協議会

会長 三 田 正 信

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の動向と背景.....	1
2. 地域福祉活動計画とは	2
3. 今後の方向性と必要な取り組み	3
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の進行管理.....	4

第2章 計画の方向性

1. 基本理念	5
2. 基本目標.....	6
3. 施策の体系図.....	7

第3章 計画の実現に向けて(活動計画)

1. 基本目標1 地域のつながりづくり	8
2. 基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり.....	13
3. 基本目標3 地域課題を解決できる体制づくり	17
4. 基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり	22

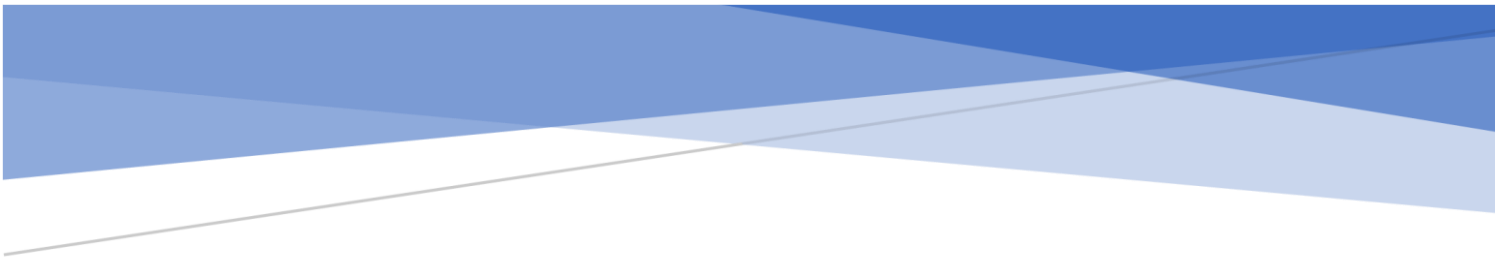
第4章 社協支部の取組み

1. 社協館林支部	26
2. 社協第三支部.....	26

3. 社協第四支部.....	27
4. 社協第五支部.....	27
5. 社協第六支部.....	28
6. 社協第七支部.....	28
7. 社協第八支部.....	29
8. 社協第九支部.....	29

第5章 資料

1. 館林市の現状	30
2. 第七次地域福祉活動計画策定の経過	34
3. 策定会議参加者名簿.....	36
4. 第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート	43
5. 第六次地域福祉活動計画事業別評価	58
6. 支部別状況把握アンケート.....	61
7. 企画委員会規程.....	79
8. 企画委員会名簿.....	81
9. 事業経歴.....	82



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の動向と背景

団塊の世代800万人全員が後期高齢者となる2025年問題では、医療・介護体制維持の困難、社会保障費の増大、後継者不足などの課題が社会に与える影響が増大であるとして、国は「地域包括ケアシステム」を構築し、様々な法整備や改革を推し進めてきました。

そして新たに、団塊ジュニア世代が前期高齢者となる2040年には、高齢者人口がピークを迎える一方、労働の担い手となる現役世代が1000万人減少されるという試算が出ており、労働力不足、社会保障崩壊の危機、介護離職者の増加など様々な2040年問題が生じると予想されています。

このように地域や家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、個人や世帯が抱える福祉課題も複雑・複合化する傾向が出てきています。社会的孤立や8050問題、ダブルケアや貧困など、課題が深刻化するケースには高い専門性と様々な機関の連携が求められます。

また、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しており、国民の生活を重層的に支えるセーフティーネットの構築が必要となっています。

こうした状況の中、誰もが安心して地域において自立した生活を送るためには、多様な主体が尊重し合い、協働できる地域共生社会の実現を図っていく必要があります。

そのため、「第六次地域福祉活動計画」の基本理念である「誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざしたつながりのある福祉のまちづくり」を継承しつつ、市の地域福祉計画の基本理念である「一人ひとりのふれあいと助けあいで誰もが「福」を分け

あう思いやりのあるまち」(地域共生社会)の実現に向け、「第七次地域福祉活動計画」を策定するものです。

第六次地域福祉活動計画策定後期は新型コロナウイルスの影響を受け、様々な事業が停滞する事態となりました。そこで、第七次地域福祉活動計画はコロナ禍を経て出てきた新たな課題について再度確認するため、策定期間を1年延期し、令和7年度から11年度の5か年における計画として策定いたします。

2. 地域福祉活動計画とは

「地域福祉計画」は社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村が策定しています。誰もが住み慣れた地域で、安心した暮らしを続けられるよう、市民と福祉関係の事業所・団体と行政が力を合わせて地域における生活課題の解決に取り組むしくみ(地域福祉)を具体的な形にまとめたものです。

一方「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、地域福祉の推進を目的とする実践的な支え合い市民協議体活動・行動計画です。

地域福祉を効果的に推進するため、この二つの計画が車の両輪となり、地域の生活課題の解決に向けて連携・協力していきます。

社会福祉法より抜粋

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3. 今後の方向性と必要な取り組み

全社協・地域福祉推進委員会では、経済的困窮や社会的孤立などの今日的な福祉課題・生活課題の解決に向けて社協のあり方や今後の活動強化の方向性を示した「社協・生活支援活動強化方針」とその具体化を図るため「アクションプラン」を2012年10月に策定しました。その後、生活困窮者自立支援法の施行や介護保険制度、社会福祉法人制度の見直しなど地域福祉施策の再編が進められました。これらの動きに対応しながら社協の総合的・横断的な事業展開を図るため「アクションプラン」を見直し、「アウトリーチの徹底」「相談支援体制の強化」「地域づくりのための活動基盤整備」の他、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を強化方針の柱とした「第2次アクションプラン」を2017年5月にとりまとめました。

深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、誰もが安心して生活できる地域に根ざした支え合いのまちづくりに取り組むため、市の地域福祉計画と併せ、これらの強化方針を基に今後の展開を描いていくことが必要となります。

4. 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5か年計画期間とします。

ただし、期間の途中であっても社会情勢の変化や計画の進捗状況に応じて必要な見直しを行います。

計画の名称	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉計画 令和4～8年度	第三次計画			第四次計画							
地域福祉活動計画 令和7～11年度	第六次活動計画						第七次活動計画				

5. 計画の進行管理

本計画は、5 年間にわたる計画であり、地域福祉をめぐる社会状況の変化や福祉関係施策に対する国及び県の方針等に柔軟に対応しつつ、地域の実情を踏まえた現実的、着実な取り組みを進めていきます。

そのため、進行管理として各年度別の計画実績の進捗状況把握、事業の評価及び見直しを行うことにより、計画の効率的・具体的な推進を図ります。



第2章 計画の方向性

1. 基本理念

第七次地域福祉活動計画が目指す地域福祉の理念として、市の第四次地域福祉計画の基本理念である「一人ひとりのふれあいと助けあいで 誰もが「福」を分けあう 思いやりあるまち 館林」と整合を図り、地域共生社会の実現に努めてまいります。

【社協の理念】

つながり・つなぐ助け合いで 共に生きるまち 館林

地域福祉の目的は、地域住民の全ての人々が年齢や性別、障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で誰もが自立し、安心、安全に暮らすことができる地域共生社会を実現することにあります。

そのためには、地域の誰もが福祉活動を推進することが大切で、地域住民相互のネットワークを整備し、こどもから高齢者、障がい者も含めた、誰もがつながり、暮らしをつなぎ合う形を築き、地域力を高める活動が必要です。

社協では、これらの活動の体系や体制を見直して再生するため、区長、民生委員児童委員をはじめとする地域の関係者、ボランティアや関係機関と連携してまいります。

2. 基本目標

基本目標1 地域のつながりづくり

福祉に関する教育や地域活動に関する情報提供を充実させるとともに、地域活動へ参加するきっかけや交流の場をつくります。

基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり

地域において活動できる人材やボランティア団体の支援、育成を進め、地域における助け合い、支え合い活動を支援します。

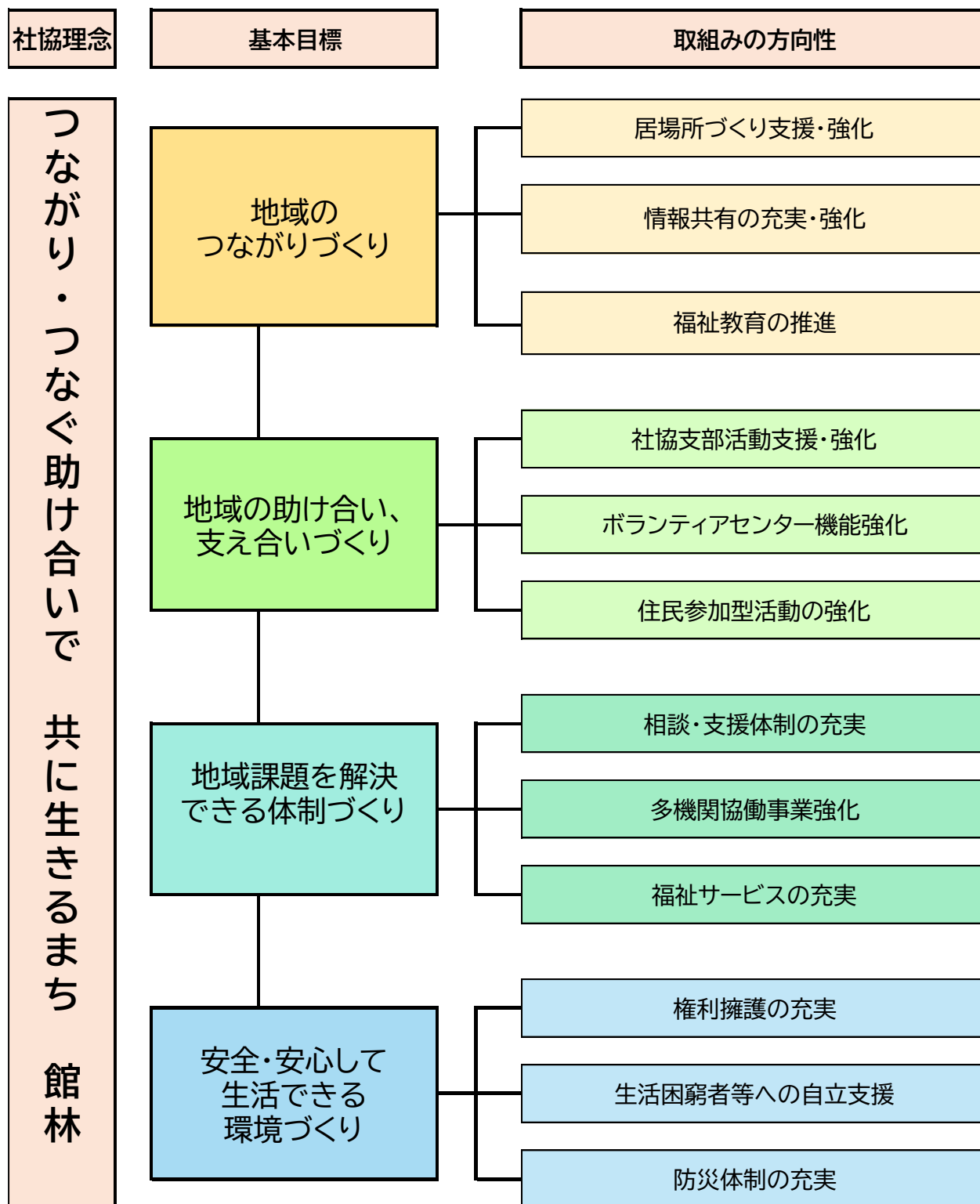
基本目標3 地域課題を解決できる体制づくり

多様化・複雑化する地域福祉課題に対応するため、相談体制を充実させ、必要な支援につながる仕組みづくりを進めます。

基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

災害時のボランティア活動支援や派遣、訓練等を実施するとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業等、権利擁護の充実を図ります。

3. 施策の体系図



第3章 計画の実現に向けて(活動計画)

1. 基本目標1 地域のつながりづくり

(1) 居場所づくり支援・強化

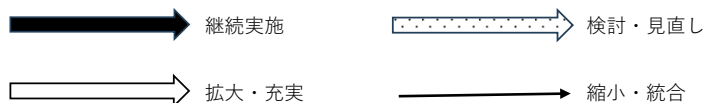
ふれあい・いきいきサロン等による交流の場や居場所づくりを推進し、近所付き合いの機会や趣味・生きがいを通じた交流や地域課題の把握に努めます。

■現状と課題

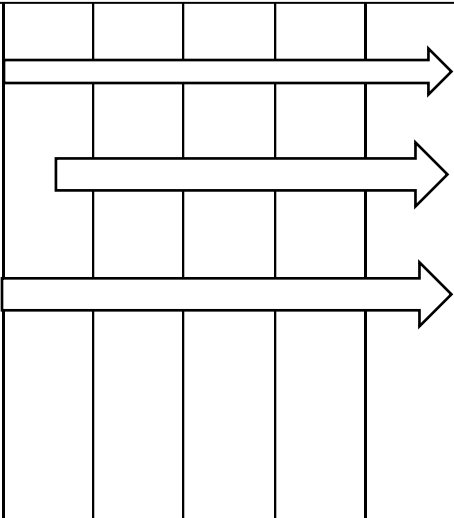
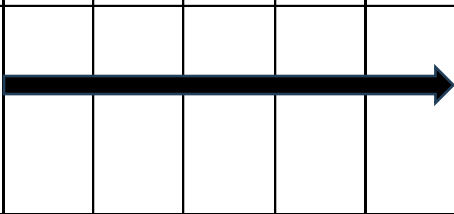
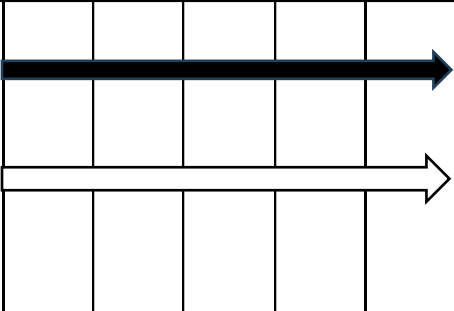
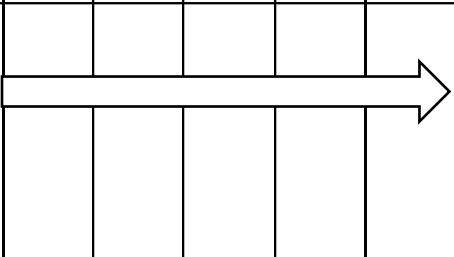
近所付き合いが希薄化し、こども会や老人クラブなどの地域活動は減少傾向にあります。第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート調査(第5章資料参照)では「家族ぐるみで付き合いがある人がいる」「留守にするときには用を頼める人がいる」が約60%いる一方、「顔を合わせれば挨拶する程度の付き合いしかない」人が約26%います。

近所付き合いの機会や交流の場を設け、地域のつながりづくりに向けてサロンなどの居場所づくりを支援・強化していく必要があります。

■推進に向けた活動計画



内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■近所付き合いの機会や交流の場、健康増進の場としてふれあい・いきいきサロンや通いの場を地区の集会所等に開設していきます。	・ふれあい・いきいきサロン					
	・通いの場					

■ひきこもり当事者や そのご家族等の情報 共有の場、互いの悩み を相談できる場として ひきこもりサロンを实 施していますが、ひき こもりに限らず課題を 抱える人、つながりを 求める人、支援を行う 人が誰でも集える居場 所を創設し、地域との つながりを支援しま す。	・ひきこもりサロン ・だれでも広場(仮称) ・手をつなぐサロン	
■子育て中の親子の 交流の場の提供及び 交流の促進を図りま す。	・子育て支援センター わくわくらんど	
■子ども食堂や学習 支援など、様々な形で 広がりを見せる子ども の居場所づくりに対し て、円滑な運営、情報 収集が行えるよう支援 します。	・子どもの居場所づくり協議会 ・こどもの居場所づくり	
■市民相互のふれあ い・健康増進・生きが いづくりの拠点として 総合福祉センターを運 営し、地域のつながり を増進します。	・ふれあい通りや売店を 利用した居場所づくり、 交流事業	

(2) 情報共有の充実・強化

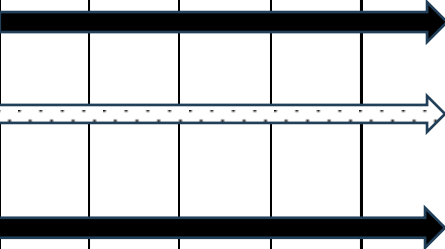
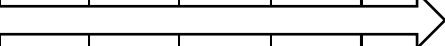
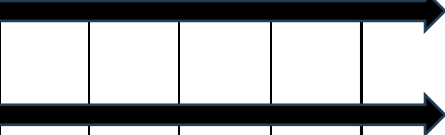
福祉に関する情報共有を推進し、福祉活動への意識を高め、参加のきっかけづくりになるよう、誰にでも分かりやすい情報共有並びに発信に取り組めます。

■現状と課題

市民アンケート(第四次地域福祉計画策定に関するアンケート調査)では 7 割以上が「福祉に関心がある」と回答しており、福祉に対する関心は低くありません。「福祉に関心がない(あまり＋全く)」と回答している方の理由は「自分にはあまり関係がないから」「福祉のことがよくわからないから」が 4 割近くいます。福祉に関する理解を進め、福祉を自分事として捉えることができるよう、福祉に関する情報を分かりやすく提供していく必要があります。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■ 本会広報紙である「社協だより」を発行し、地域の人に必要な福祉の情報発信に努めます。また、点字広報・声の広報発行业として社協だよりの朗読CDの発行と点訳による情報発信も行います。	・「社協だより」発行					
	・点字広報・声の広報発行					
■ ホームページを随時更新し、新たな情報をすぐに発信できる体制を整えます。また、X(旧Twitter)の他、新たなSNS媒体を活用し、様々な年代、対象に福祉の情報発信を行います。	・ホームページ活用					
	・SNS活用					

■本会のPRを目的に、市民が一堂に会する福祉まつりやふれあいスポーツ大会の開催、マスコットキャラクターを活用し、福祉を身近に感じていただくきっかけを作ります。高齢者や障がい者の交流事業のひとつであるふれあいスポーツ大会は、競技参加者の参加状況等を考慮し、実施について見直しを図ります。	・福祉まつり ・ふれあいスポーツ大会 ・マスコットキャラクター活用	
■二層・三層協議体を活用した情報共有を行い、福祉活動への意識を高めていただくきっかけを作ります。	・情報共有 (二層・三層協議体)	
■社会福祉協議会への理解促進をとおり、地域福祉活動の財源となる社協会費の増収に努めます。	・社協一般会費 ・社協法人会費	
■各種委員会の実施を通して社会福祉協議会実施事業の周知、福祉活動の理解促進を図り、情報の共有をしていきます。	・企画委員会 ・財政委員会 ・広報委員会	

(3) 福祉教育の推進

小学校や中学校の総合的な学習の時間や地域内での福祉教育を推進し、次世代の担い手育成に努め、思いやりの心を育みます。

■現状と課題

社協では小・中学校における福祉教育や体験学習を行い、福祉を学ぶ機会を提供しています。一方地域では近所付き合いが希薄化し、こども会などの地域活動が減少傾向にあります。学校と地域とのつながりのある福祉教育を企画し、次世代の担い手育成を行う必要があります。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■市内小中学校で行われる総合的な学習の時間を活用し、学校と地域とのつながりのある福祉教育を企画します。 また、各学校との情報交換会を開催し、福祉教育の充実を図ります。	・学校と地域のつながりのある福祉教育 ・情報交換会					
		→				
■小中高等学校で継続的に地域福祉活動を実践していただくよう、指定校・継続校への助成を行います。	・福祉協力指定校、継続校助成金交付					
		→				
■希薄化する近所付き合いや地域活動を活発化させるため、地域内での福祉教育を推進し、次世代の担い手育成に努めます。	・サロン、通いの場を活用した福祉教育					
		→				

2. 基本目標2 地域の助け合い、支え合いづくり

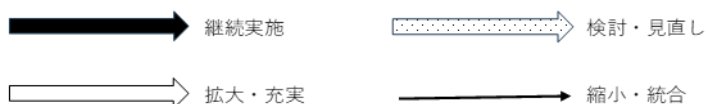
(1) 社協支部活動支援・強化

地域福祉活動、地域づくりへの関心を高めていただけるよう生活支援体制整備事業を展開し、支え合い協議体である社協支部活動を推進します。

■現状と課題

社協では8つの社協支部を組織し、定期的を開催する支部長会議を通して情報交換や課題共有を行っています。しかし、第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート調査(第5章資料参照)では「社協の支部活動を知っている」が約10%、「地域福祉推進会議を知っている」が6%でした。地域福祉活動全般における担い手の高齢化、役員等のなり手不足といった課題も生じています。社協支部の活動を強化・支援し、地域のかたに地域福祉活動への意識を高め、地域づくりに関心を持っていただく必要があります。

■推進に向けた活動計画



内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■生活支援体制整備事業を推進するため、地域課題の情報交換を行い、複雑・複合化する課題について協議していきます。 また、新たな社会情勢に対応できる体制づくりに向け、社協と支部が積極的な情報共有・交換、協議を行っていきます。	・生活支援体制整備事業					
	・社協支部活動(推進会議)					
	・社協支部長会議					
	・社協支部視察、役員研修					

※生活支援体制整備事業

団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7(2025)年に向け、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けるために、医療・介護のサービスだけではなく、高齢者の社会参加や地域の支え合いの体制づくりを推進していく事業として平成 27(2015)年の介護保険制度改正に創設されました。事業の実施にあたって、館林市では高齢者の生活支援の基盤整備を推進する生活支援コーディネーターを第1層(市内全域)と第2層(支部社協)に配置し、支えあいの地域づくりについて話し合う協議体を設置し、地域づくりを推進しています。第1層生活支援コーディネーターは社協職員が、第2層生活支援コーディネーターは支部長が担っています。

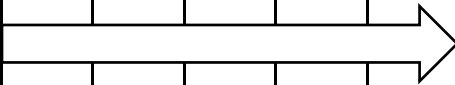
(2) ボランティアセンター機能強化

ボランティアニーズの発掘やコーディネート機能の強化、情報発信を行いボランティアセンターの機能を強化していきます。

■現状と課題

第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート調査(第5章資料参照)ではボランティアや NPO 団体活動に参加したことがある人は約59%おり、福祉活動の関心は高いことが分かります。市民アンケート(第四次地域福祉計画策定に関するアンケート調査)でも4割以上がボランティア活動に取り組んでもよいと考えています。一方、社協のボランティア登録者数は年々減少しています。地域福祉活動を展開するためには、活動を推進する人材が必要です。ボランティアセンターの機能を強化し、啓発や情報提供をはじめ、地域福祉活動を担う人材育成を行う必要があります。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■ボランティアセンターの円滑な運営並びにボランティアニーズの発掘やコーディネート機能強化を図ります。	・ボランティアセンター運営委員会					
						
	・ボランティアセンター機能強化					
						

また、ボランティア活動に関する相談に応じ、安心してボランティア活動ができるようボランティア活動保険加入を推進します。	・ボランティア活動保険	
■地域福祉活動を担う人材育成のため、変化するボランティアニーズに応じたボランティア養成や体験講座、情報提供を行います。ボランティア養成講座は、地域ニーズや状況を把握し、参加しやすい、魅力ある講座の開催を検討します。	・ボランティア養成講座 ・小中学生ボランティアスクール ・手話奉仕員養成講座 ・介護支援ボランティア研修 ・ボランティアセンターだより発行	    

(3) 住民参加型活動の強化

地域での助け合いや支え合いを活発にし、地域のネットワーク活動を充実させるため、ふれあいサービスや買い物支援などの住民参加型活動を強化します。

■現状と課題

第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート調査(第5章資料参照)では、社会福祉協議会が充実して欲しいと思うものに「住民による身近な支え合いの活動への支援」と回答した人が35%いました。社協では住民同士の有償の支え合い活動である「ふれあいサービス」を行っていますが、担い手の減少が課題となっています。また、交通手段がないなどの理由により日常の買い物に支障をきたす人のため、地域住民協力のもと、買い物支援(移動販売)を行っています。

これらの活動を活発にするため、積極的な情報発信や、参加へのきっかけづくりとなる講座、体験事業などを展開する必要があります。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■住民参加の在宅福祉活動である「ふれあいサービス」や「ファミリー・サポート・センター」活動の活性化を図るため、事業周知及び住民同士の支え合い活動の充実を図ります。 ふれあいサービス会員養成講座は開催時期や方法等を検討し、サービス会員の増加を目指します。 また、NPO法人連絡協議会や社会福祉法人連絡会の連携を強化し、市民活動の活性化も図ります。	・ふれあいサービス					
	・ふれあいサービス会員養成講座					
	・ファミリー・サポート・センター事業					
	・まかせて会員養成講座 (ファミリー・サポート・センター)					
	・NPO法人連絡会					
	・社会福祉法人連絡会					
■高齢などの理由により買い物にお困りのかたへの買い物支援を、地域の実情に合わせて実施・検討していきます。	・買い物支援サービス					

■推進に向けた活動計画

継続実施

検討・見直し

拡大・充実

縮小・統合

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■相談を必要な支援に結び付けるため、また、適切に対応できるよう、関係機関や専門機関、既存の相談窓口と連携し、ながら包括的に解決していく仕組みを整備します。	・ふくし総合相談窓口					
	・こどもの総合相談窓口					
	・法律相談					
	・心配ごと相談					
	・婚活応援相談					
	・地域包括支援センター (高齢者あんしん相談センター)					
	・第三者委員による 苦情解決窓口設置					
■支援を必要としているのに支援が届いていないケース等に対して、電話や訪問、同行支援等による積極的な働きかけを行い、情報や支援を届ける取組みを行います。	・アウトリーチ (積極的な電話や訪問、情報提供等)					
	・参加支援 (当事者ニーズに応じた参加の場の開拓)					

(2) 多機関協働事業強化

関係機関との連携や役割分担、支援の方向性を整理し、複雑・複合化する課題に対応していきます。

■現状と課題

社協では重層的支援体制整備事業の取組みとして、単独での解決が難しい事例は多機関が協働して対応し、役割分担や支援の方向性を整理しています。関係者間の円滑な連携及び支援体制の更なる構築のため、調整機能の強化を図る必要があります。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■重層的支援体制整備事業の取組みとして、単独の支援機関では対応が難しい複合課題について、関係機関の役割分担や支援の方向性の整理といった調整機能の強化を図ります。	・支援会議					
	・重層的支援会議					
	・相談包括化推進会議					
	※関係機関 高齢・障がい・子ども・生活困窮・消費生活センター・包括支援センター・相談支援事業所 等					
■多機関協働による支援体制の強化を図るため、事業の周知活動を強化する他、研修会や講演会等の開催を検討し、関係機関の事業への理解促進を図ります。	・重層的支援体制整備事業研修会					
	・広報活動					

(3) 福祉サービスの充実

支援を必要とする人が必要なサービスを利用できるよう様々な機会をとらえ、サービスに関する情報を発信し、その利用を促進します。

■現状と課題

社協では介護保険制度や社協会費、共同募金をもとに在宅での生活を支援する福祉サービスを提供しています。第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート調査(第5章資料参照)では、「社会福祉協議会が充実して欲しいと思うもの」に誰もが安心して在宅で生活できる福祉サービス」と6割の人が回答しています。必要な人に必要なサービスを届けることができるよう、サービスを見直し、適切な情報発信、安心して利用できるようサービスの質の向上を図ることが必要です。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■居宅介護支援事業、訪問介護事業、障がい福祉サービス事業、通所介護事業の実施を通して地域課題を掘り起こし、住み慣れた地域で安心して生活できるように多職種と連携して取り組んでいきます。変化する社会情勢に対応すべく事業実施方法等検討しながら展開します。 介護・看護実習生等を積極的に受け入れ、福祉を担う人材育成を行うとともに、子どもと高齢者のふれあう機会を増やし、体験学習・交流の機会を設けます。	・居宅介護支援事業					
	・訪問介護事業					
	・障がい福祉サービス事業					
	・通所介護事業					
	・実習生受入れ					
	・高齢者、子ども交流事業					

また、良質なサービス提供をするため、研修会を実施し、職員の質向上を目指します。	・職員研修	
■地域で安心して生活できるよう、紙おむつ・尿もれパット給付事業や給食事業、派遣事業等を実施します。寝具乾燥殺菌事業や会食サービスは利用状況を確認し、縮小や統合を検討します。実施について必要な人に情報が届くよう、適切に情報発信し、必要に応じて見直しをしながら提供していきます。	・紙おむつ給付事業	
	・尿もれパット給付事業	
	・寝具乾燥殺菌事業	
	・会食サービス	
	・配食サービス	
	・手話通訳者派遣事業	
	・要約筆記者派遣事業	
	・高齢者活動助成金 (歩行補助者購入費助成)	

4. 基本目標4 安全・安心して生活できる環境づくり

(1) 権利擁護の充実

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの権利擁護事業の情報提供や相談体制を整えます。

■現状と課題

第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート調査(第5章資料参照)では成年後見制度の利用促進・充実のためには「制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透」と77%の人が回答しています。社協では平成30年に市の委託を受け、たてばやし後見支援センターを開設しています。令和4年からは中核機関として成年後見制度に関する相談、支援、普及、啓発、市民後見人の養成及び活動支援等の業務を行っています。一人暮らし高齢者や高齢者二人世帯の増加が各地域の課題として挙げられる中、そうした人々が自分らしい生活を住み慣れた地域で続けられるよう、成年後見・権利擁護事業の充実、普及を図る必要があります。

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■ 高齢や障がいを持つ人など、判断能力の不十分なかたの権利を擁護し、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、関係機関や専門機関と連携し、たてばやし後見支援センターを中核に成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発に努めていきます。	・たてばやし後見支援センター					
	・市民後見人養成講座 (隔年実施)					
	・法人後見事業					
	・日常生活自立支援事業					

■推進に向けた活動計画

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■重層的支援体制整備事業 の取組みとして実施しているフードドライブ事業を見直し、市内企業や団体との連携を模索し、生活に困窮している方と地域がつながりを持つ仕組みを整えていきます。	・フードドライブ					
	・生活困窮者救済事業					
	・ネットワーク整備事業(仮称)					
■生活福祉資金貸付制度 相談者や利用者に対して、ふくしの総合相談窓口や関係機関と連携しながら生活や就労面での側面的支援が図れるよう、相談窓口の充実を図ります。	・生活福祉資金貸付制度					
	・多機関協働事業					
	(就労支援機関との連携)					

(3) 防災体制の充実

災害時に備え、災害ボランティアの育成を進めるとともに、災害時における災害ボランティアセンターの設置や派遣体制を確保していきます。また、福祉避難所の開設に向けた訓練を行います。

■現状と課題

災害時の災害ボランティアセンター設置や福祉避難所の開設について、市や関係機関と協力連携体制を構築していく必要があります。スムーズなセンター設置や避難所開設が行われるよう、設置・運営訓練や研修会を定期的に行い、災害ボランティアのネットワーク構築、人材育成に取り組む必要があります。

■推進に向けた活動

内容	事業名	実施5年間				
		1	2	3	4	5
■災害ボランティアセンター等設置訓練や自主防災組織を組織し、有事の際にスムーズにセンター設置や避難所開設が行われるよう定期的に訓練等実施します。	・災害ボランティアセンター設置訓練					
	・福祉避難所設置訓練					
	・自主防災組織					
■災害ボランティアの育成や行政、関係機関、団体等と連携し、災害ボランティアのネットワーク構築を図ります。	・災害ボランティア養成					
	・災害ボランティアネットワーク構築					

第4章 社協支部の取組み

1. 社協館林支部

館林支部内では一人暮らし高齢者、二人暮らし高齢者世帯が増加しており、高齢者世帯の状況把握が課題となっています。また、こども会の減少など、地域のつながりが少なくなっていることも課題として挙げられています。

推進会議を活用し、区長や民生委員児童員との連携、情報共有を引き続き行いながら地域課題に対応していきます。



2. 社協第三支部



第三支部では居場所づくりとして、ふれあい給食会(会食サービス)に代わる食事会やサロンの増設を目指しています。全地域で居場所づくりを展開していくことを目標とし、準備会を行いながら、地域住民同士のつながりを強化していきます。

また、空き巣などの防犯面についても課題ですが、パトカー巡回や防犯カメラ設置などのハード面だけでなく、地域の見守り・声掛けなど、地域の関係性を強化するソフト面での対策も検討していきます。

3. 社協第四支部

第四支部では、地域の高齢者と子どもがふれあう機会を持つため、地域のイベント開催とあわせ、地域のいこいの場（居場所づくり）を実施しています。これをきっかけに地域の交流を増やしていきます。

また、災害時に支援が必要な高齢者をまとめた「おたすけ名簿」の活用方法が今後の課題として挙げられます。実際の支援方法や声掛けなどのルール化が必要であり、協議をしていきます。



4. 社協第五支部



第五支部は「安心カード」を作成し、地域の中で見守りが必要な高齢者を区長や民生委員児童委員が共有し、適宜名簿の更新を行っています。

ひきこもりや不登校など、課題を抱える人の情報、実態がつかめないことが課題です。引き続き協力・連携体制を整備しながら地域のつながり・防災体制を整えていきます。

5. 社協第六支部



第六支部の組織は大きく、ひとつの支部として課題を挙げていくことが困難な地域です。区長や民生委員を中心に地域課題等の情報共有を図り、意識の統一を図っていきます。

また、地域の実情に応じて居場所づくりや地域活動の担い手育成を検討していきます。

6. 社協第七支部

第七支部はふれあい給食会や通いの場、ふれあい・いきいきサロンなどの高齢者の居場所を創設している他、子どもの見守りとしてあいさつ運動を実施しています。

これら既存の活動を継続しながら、対象者を広げ、多くの人と顔を合わせる機会を設け「顔の見える地域づくり」を展開していくことで、孤独死などの課題に対応していきます。



7. 社協第八支部

第八支部はふれあいいきいきサロンや通いの場などの居場所が多く設置されています。また、地区高齢者向けに外出機会創出のためのイベントを開催しています。これらの居場所やイベントを継続していくためにも、若い世代や次の担い手になるような人材の育成が課題です。

引き続き推進会議開催を通して課題を共有するとともに、地区内のネットワークを活用していきます。



8. 社協第九支部



第九支部は地域活動を通して適宜情報収集、意見交換、情報交換を行っています。また、ふれあい・いきいきサロンの新設もあり、高齢者の居場所づくりが徐々に広がりを見せています。

高齢者と子どもの交流事業を行うことで、将来的に地域の活動に興味を持ってもらうきっかけづくりをし、生活支援の担い手の発掘や養成をしていきます。

第5章 資料

1. 館林市の現状

※館林市統計書(令和5年度版)より

(1)人口 令和5年10月1日現在

■人口 (単位:人・世帯)

男	37,222
女	36,983
合計	74,205
世帯数	34,429

■地区別世帯数 (単位:世帯) 令和5年4月1日現在

館林	7,810
郷谷	1,850
大島	800
赤羽	2,624
六郷	11,106
三野谷	1,281
多々良	7,095
渡瀬	1,638
合計	34,204

(2)高齢者の状況

■老年人口 ※65 歳以上（単位：人） 令和 5 年 4 月 1 日現在

男	9,842
女	12,299
合計	22,141

■ひとり暮らし高齢者の状況 ※70歳以上（単位：人） 令和 5 年 6 月 1 日現在

男	830
女	1,640
合計	2,470

(3)障がい者の状況

■療育手帳交付状況（単位：人） 令和 5 年 4 月 1 日現在

	男18歳		女18歳	
	未満	以上	未満	以上
知的重度	24	102	10	58
中度・軽度	92	196	32	97
合計	116	298	42	155

■精神障害者保健福祉手帳交付状況（単位：人） 令和 5 年 3 月 31 日現在

1級	159
2級	345
3級	247
合計	751

■身体障害者(児)手帳交付台帳登載者 (単位:人) 令和5年4月1日現在

	18歳		計
	未満	以上	
視覚	3	115	118
聴覚・平衡	9	189	198
音声・言語	-	21	21
肢体不自由	17	1,086	1,103
内部	11	797	808
合計			2,248

(4)こどもの状況

■年少人口 (単位:人) 令和5年4月1日現在

年齢	男	女	合計
0～4	1,045	979	2,024
5～9	1,321	1,305	2,626
10～14	1,657	1,560	3,217
合計	4,023	3,844	7,867

(5)生活保護の状況

■保護人員 (単位:人) 令和4年3月31日現在

保護人員(実人員) 5,312

(内訳)

生活扶助	4,762	医療扶助(入院外)	4,631
住宅扶助	4,432	出産扶助	-
教育扶助	131	葬祭扶助	6
介護扶助	1,842	生業扶助	39
医療扶助(入院)	198		
		合計	16,041

(6) 社協会費納入世帯数 ※社会福祉協議会会費納入状況より

■法人会費

支部	金額(円)	納入率(%)
館林支部	505,000	89
第三支部	48,000	94
第四支部	61,000	100
第五支部	196,000	68
第六支部	553,000	92
第七支部	109,000	94
第八支部	246,000	77
第九支部	110,000	86
合計	1,828,000	86

■一般会費

支部	金額(円)	納入率(%)
館林支部	1,998,500	56
第三支部	535,000	66
第四支部	253,600	69
第五支部	810,500	82
第六支部	3,018,510	63
第七支部	388,000	80
第八支部	1,865,000	72
第九支部	447,000	72
合計	9,316,110	66

2. 第七次地域福祉活動計画策定の経過

期日	会議名	内容
令和5年		
6月8日	支部長会議	各支部別推進会議開催の依頼
7月27日	令和5年度 第1回企画委員会	第七次地域福祉活動計画策定について
9月～11月	支部別推進会議開催	・第六次地域福祉活動計画進行管理 ・第七次地域福祉活動計画策定について ・地域内における状況把握(困りごと抽出) ・アンケート調査協力依頼
令和6年		
2月29日	令和5年度 第2回企画委員会	・地域内における状況把握(困りごと)、アンケート結果報告 ・第七次地域福祉活動計画策定1年延期について
6月13日	支部長会議	・第七次地域福祉活動計画策定1年延期について ・コロナ禍に伴う新たな課題について再度推進会議の開催依頼
6月25日	令和6年度 第1回企画委員会	・第七次地域福祉活動計画進捗状況について
6月～9月	支部別推進会議開催	・地域福祉活動計画について ・新たな困りごと把握
令和7年		
2月3日	令和6年度 第2回企画委員会	・第七次地域福祉活動計画について (基本理念、基本計画等の提出)
2月13日	支部長会議	- 第七次地域福祉活動計画について (基本理念、基本計画等の提出)

3月7日	理事会	議案提出
3月19日	評議委員会	議案提出

■第七次地域福祉活動計画策定に係る推進会議実施状況

	第1回 日程 会場 参加者	第2回 日程 会場 参加者	第3回 日程 会場 参加者	第4回 日程 会場 参加者	第5回 日程 会場 参加者
館林支部	R5.7.7 中部公民館 14人	R5.8.18 中部公民館 27人	R5.10.6 中部公民館 14人	R6.8.9 中部公民館 15人	R6.8.23 中部公民館 20人
第三支部	R5.10.18 郷谷公民館 6人	R6.6.21 郷谷公民館 5人			
第四支部	R5.9.27 大島公民館 11人	R6.7.5 大島公民館 10人			
第五支部	R5.9.25 赤羽公民館 23人	R6.9.25 赤羽公民館 30人			
第六支部	R5.10.25 館林市役所 18人	R6.8.2 六郷公民館 20人			
第七支部	R5.10.26 三野谷公民館 17人	R6.7.25 三野谷公民館 16人			
第八支部	R5.10.4 多々良公民館 7人	R5.10.30 多々良公民館 21人			
第九支部	R5.11.25 渡瀬公民館 12人				



3. 策定会議参加者名簿

館林支部 参加者名簿

No.	氏名	役職
1	吉永 正	第2層SC・館林支部長・区長
2	麦倉 晃	第2層SC・館林支部長・区長
3	三田 正信	副支部長・区長
4	坂本 敏広	副支部長・区長
5	野村 博久	副支部長・区長
6	野本 弘美	副支部長・中部第一民児協会長
7	齊藤 順子	副支部長・中部第一民児協会長
8	田口 正夫	副支部長・中部第二民児協会長
9	橋本 昇	会計・区長
10	谷田貝 勝	書記・区長
11	美良山恭三	監査・区長
12	北村 忠男	監査・区長
13	松村 良章	監査・区長
14	鈴木 淳	幹事・包括(クローバー)専門職
15	前原 末子	幹事・包括(社会福祉協議会)専門職
16	加藤 雅央	幹事・中部公民館長
17	樺澤 聡	幹事・城沼公民館長
18	目崎 光雄	理事・区長
19	尾花 潔彦	理事・区長
20	関口 彰	理事・区長
21	小林 君男	理事・区長
22	杉浦 博史	理事・区長
23	須永 浩二	理事・区長
24	前田 輝男	理事・区長
25	大塚 健嗣	理事・区長
26	渡邊 一明	理事・区長
27	寺田 幸次	理事・区長
28	高柳 忠夫	民生委員児童委員

29	宮田 高見	民生委員児童委員
30	荒井 順子	民生委員児童委員
31	小林 幸江	民生委員児童委員
32	加藤 敬	評議員・副区長
33	殿岡 太朗	包括(社会福祉協議会)専門職

第三支部 参加者名簿

No.	氏 名	役職
1	佐々木 忍	第2層SC・第三支部長・区長
2	谷津紳一郎	副支部長・区長
3	渡邊 孝一	副支部長・区長
4	宮田 文雄	副支部長・区長
5	柴田 弘之	副支部長・区長
6	塚田 了右	郷谷民児協会長
7	山崎 芳則	会計・副区長
8	小山 定男	郷谷公民館長

第四支部参加者名簿

No.	氏 名	役職
1	荒井 清一	第2層SC・第四支部長・区長
2	吉丸 嘉明	副支部長・区長
3	小山 定男	監事・副区長
4	松本 善一郎	監事・副区長
5	高橋 正夫	監事・副区長
6	吉田 満雄	副区長
7	篠崎 武男	副区長
8	渡邊 弘行	副区長
9	早川 愛子	大島民児協会長
10	小山 久子	民生委員児童委員
11	亀田 幸子	民生委員児童委員

12	大出 孝夫	民生委員児童委員
13	小林 ユウ子	主任児童委員
14	山岸 雅彦	評議員
15	栗原 誠	大島公民館長

第五支部参加者名簿

No.	氏名	役職
1	飯塚 房雄	第2層SC・第五支部長・区長
2	石井 正和	第2層SC・第五支部長・区長
3	茂木 常男	副支部長・区長
4	村田 泰子	副支部長・赤羽民児協会長
5	中島 吉克	理事・区長
6	栗田 裕	理事・区長
7	稲葉 貞二	理事・区長
8	橋本 初代	理事・民生委員児童委員
9	松本 文子	理事・民生委員児童委員
10	稲葉 洋子	理事・民生委員児童委員
11	森田 悦司	理事・民生委員児童委員
12	今泉 幸恵	理事・民生委員児童委員
13	内林 澄江	理事・民生委員児童委員
14	高橋 寿満子	理事・民生委員児童委員
15	笠原 喜代江	理事・民生委員児童委員
16	茂木 欣子	理事・主任児童委員
17	青木 久美子	理事・主任児童委員
18	中里 梅治	会計・区長
19	峯岸 茂夫	会計・区長
20	中里 久男	書記・区長
21	栗田 和実	書記・区長
22	石井 智子	監事・民生委員児童委員
23	柿沼 久江	監事・民生委員児童委員
24	増山 勉	評議員・副区長
25	遠藤 利克	評議員・副区長

26	狩野 昌弘	評議員・副区長
27	石井 清	評議員・副区長
28	小林 一三	評議員・副区長
29	奥末 五郎	評議員・副区長
30	亀田 昭	評議員・副区長
31	長谷川 孝	評議員・副区長
32	原園 慎二	評議員・副区長
33	角田 英夫	評議員・副区長
34	渡辺 勇治	評議員・副区長
35	峯岸 俊恵	評議員・副区長
36	大谷 正美	評議員・副区長
37	荒井 邦信	評議員・副区長
38	栗原 幸枝	赤羽公民館長

第六支部参加者名簿

No.	氏名	役職
1	梁瀬 充治	第2層SC・第六支部長・区長
2	栗田 伊一	第2層SC・第六支部長・区長
3	中嶋 直一	副支部長・区長
4	内藤 敏男	副支部長・区長
5	青木 栄治	副支部長・区長
6	柴木 猛	副支部長・六郷第一民児協会長
7	荒井 里子	副支部長・六郷第二民児協会長
8	關口 恵一	理事・区長
9	矢島 勇	理事・区長
10	桑子 博行	理事・区長
11	亀山 規男	理事・区長
12	野村 和利	理事・区長
13	栗原 留吉	理事・区長
14	松村 貞弘	理事・区長
15	近藤 勝美	理事・区長

16	阿部 隆	監査・区長
17	野村 貞雄	理事・区長
18	内田 靖人	理事・区長
19	松本 春雄	理事・区長
20	中里 克己	会計・六郷公民館長
21	荒井 正志	会計・分福公民館長
22	家泉 均	会計・西公民館長
23	小山 浩司	会計・西公民館長
24	樺澤 聡	会計・城沼公民館長
25	関野 利男	会計・城沼公民館長

第七支部参加者名簿

No.	氏名	役職
1	荒川 高志	第2層SC・第七支部長・顧問・区長
2	峰岸 一弘	第2層SC・第七支部長・区長
3	松澤 良治	副支部長・監事・評議員
4	田村 薫	副支部長・監事
5	荻原 和雄	副支部長・書記・区長
6	江森 富夫	副支部長・区長
7	河野 たず子	書記・三野谷民児協会長
8	松澤 瑞枝	会計・民生委員児童委員
9	笈沼 正夫	理事・副区長
10	岩瀬 安弘	理事・副区長
11	福田 均	理事・副区長
12	恩田 信一	理事・副区長
13	奥沢 俊男	理事・副区長
14	山野井 高史	理事・副区長
15	毛塚 宏	理事・副区長
16	柳澤 功一	理事・副区長
17	金子 重雄	理事・副区長
18	石倉 三栄子	理事・民生委員児童委員
19	島野 栄子	理事・民生委員児童委員

20	山口 悦子	理事・民生委員児童委員
21	茂木 広美	理事・主任児童委員
22	金子 由紀恵	理事・主任児童委員
23	小山 浩司	理事・三野谷公民館長
24	村上 一美	理事・三野谷公民館長
25	吉間 常明	評議員・副区長

第八支部参加者名簿

No.	氏名	役職
1	秋田谷 聡	第2層SC・第八支部長・区長
2	清水 良男	副支部長・区長
3	石島 隆子	副支部長・民生委員児童委員
4	松島 則光	書記・理事
5	沖田 俊道	書記・民生委員児童委員
6	前原 亨次	会計・区長
7	小川 敬夫	会計・区長
8	野村 一郎	会計・民生委員児童委員
9	野村 秀行	監事・区長
10	小林 きしよ	監事
11	小島 當史	理事・区長
12	新井 雅温	理事・区長
13	曾根 勝	理事・区長
14	原 精一	理事・区長
15	小島 早苗	理事・民生委員児童委員
16	水野 和博	理事・民生委員児童委員
17	阿久津 みどり	理事・民生委員児童委員
18	野村 晴三	理事
19	野村 盛夫	理事
20	斉藤 孝	理事
21	田辺 純子	理事

第九支部参加者名簿

No.	氏名	役職
1	川島 隆二	第2層SC・第九支部長・区長
2	宮田 一郎	副支部長・区長
3	菊地 昇一	副支部長・区長
4	阿部 伸一	理事・副区長
5	岡村 守人	理事・副区長
6	大谷 隆男	理事・副区長
7	植原 友一郎	理事・副区長
8	谷津 清志	理事・副区長
9	増山 宏	書記・副区長
10	青山 初男	監事・渡瀬民児協会長
11	飯塚 秀芳	評議員・民生委員児童委員
12	上原 稔久	渡瀬公民館職員

(敬称略)



4. 第六次地域福祉活動計画総合評価アンケート

(1) 目的

第六次地域福祉活動計画総合評価としてアンケート調査を実施し、地域住民の意識や実情を把握し、評価の一助とするとともに、第七次地域福祉活動計画策定の基礎となる資料とすることを目的とする。

(2) 調査方法

- ・対 象 者 社協支部地域福祉活動推進員
- ・対象者数 139人
- ・調査方法 郵送回収調査方法(地区懇談会にて配布し、郵送にて回収)
- ・調査期間 令和5年9月27日(水)～12月10日(日)

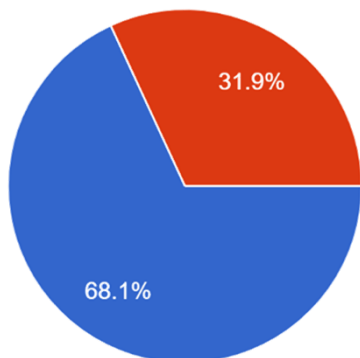
(3) 回収状況

調査対象者数	回収件数	回収率
139人	116件	83.5%

(4) 年代別対象者

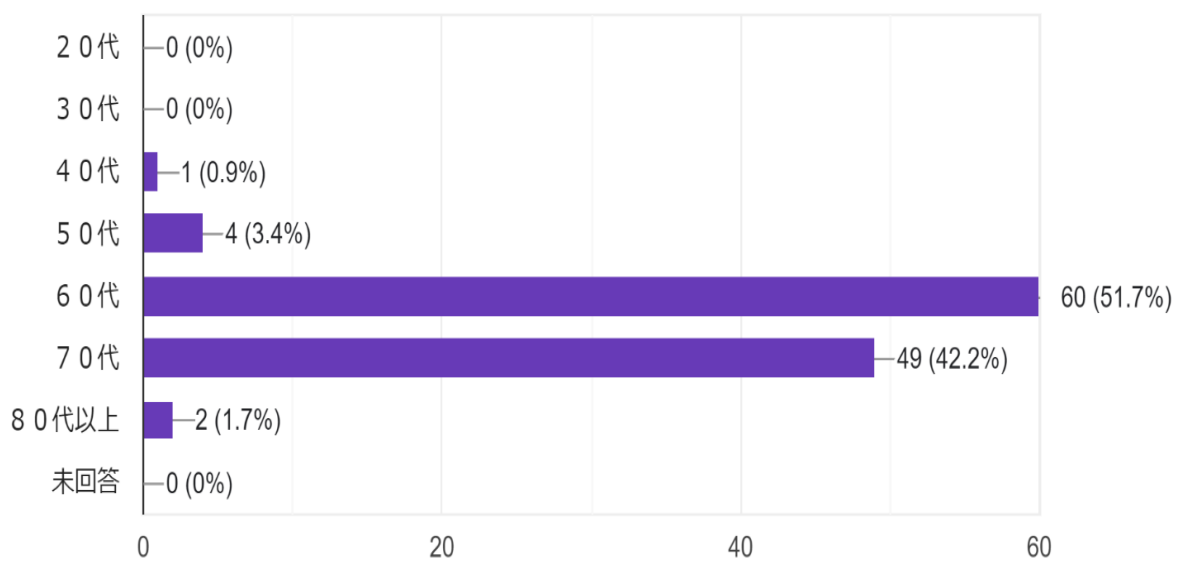
年代	人数	割合
20代・30代	0	0.0%
40代	1	0.9%
50代	4	3.4%
60代	60	51.7%
70代以上	51	43.9%
計	116	100.0%

問1. 性別

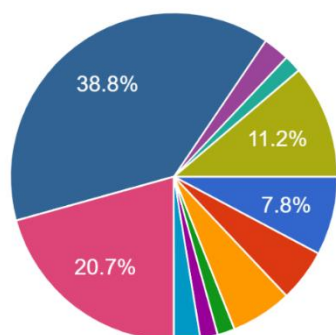


性別	人数	割合
男性	79	68.1%
女性	37	31.9%
合計	116	100.0%

問2. 年齢

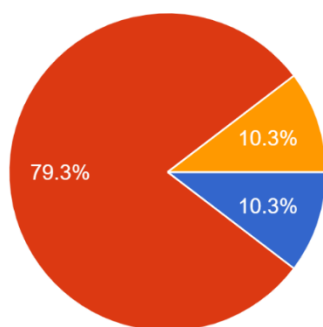


問 3.職業



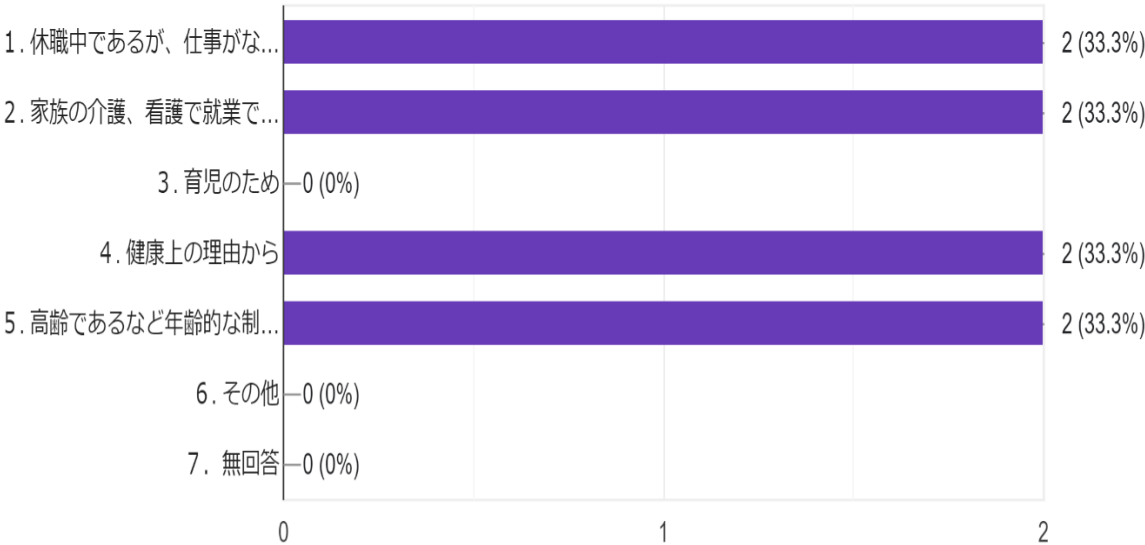
職業	人数	割合
会社員	9	7.8%
自営業	6	5.2%
農林水産業	7	6.0%
団体職員	2	1.7%
専門職	2	1.7%
公務員	3	2.6%
パート勤務	24	20.7%
学生	0	0.0%
専業主婦	13	11.2%
無職	45	38.8%
その他	3	2.6%
無回答	2	1.7%
合計	116	100.0%

付問3－1. 問3で専業主婦または無職と回答したかた。今後就業の気持ちがあるか。



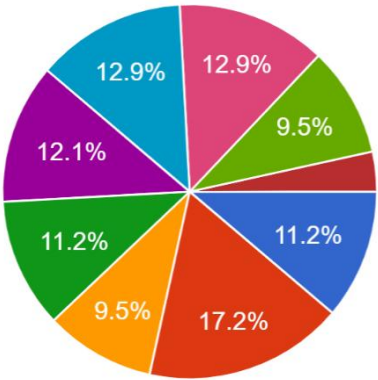
気持ち	人数	割合
ある	6	10.3%
ない	46	79.3%
無回答	6	10.3%
合計	58	100.0%

付問3-2. 問3-1であると回答した方の現在就業されていない理由(複数回答可)



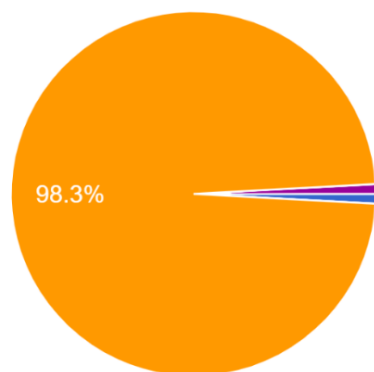
1 休職中であるが、仕事がない 2 家族の介護、看護で就業できない
3 育児のため 4 健康上の理由から 5 高齢であるなど年齢的な制約のため
6 その他

問4. 居住地(地区別)



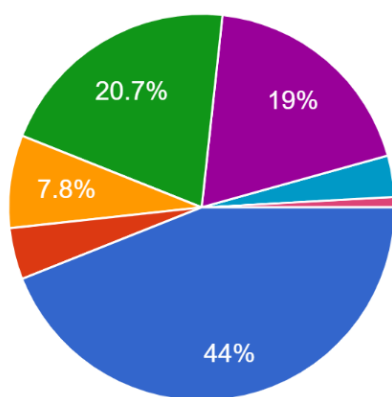
居住地	人数	割合
館林支部	13	11.2%
第三支部	20	17.2%
第四支部	11	9.5%
第五支部	13	11.2%
第六支部	14	12.1%
第七支部	15	12.9%
第八支部	15	12.9%
第九支部	11	9.5%
無回答	4	3.4%
合計	116	100.0%

問5. 住まい



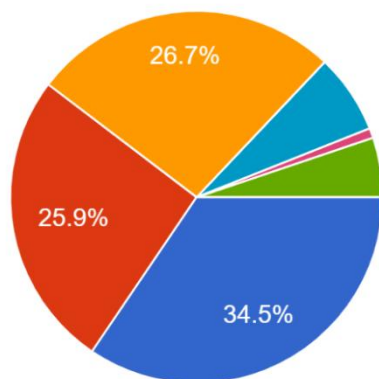
住まい	人数	割合
マンション・アパート(借家)	1	0.8%
マンション・アパート(持ち家)	0	0.0%
一戸建て	114	98.3%
その他	0	0.0%
無回答	1	0.8%
合計	116	100.0%

問6. 館林にずっと住んでいるか



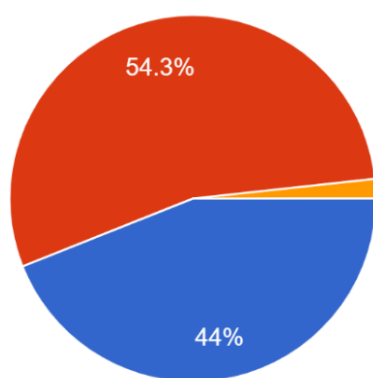
館林にずっと住んでいるか	人数	割合
館林市生まれで ずっと館林市で暮らしている	51	44.0%
館林市外の生まれだが、 子どものときからずっと住んでいる	5	4.3%
館林市外の生まれだが、転居してきた	9	7.8%
館林市外の生まれだが、 結婚をきっかけに転居してきた	24	20.7%
学校や就職で2年以上よそにでたが、 館林市に戻ってきた(Uターンしてきた)	22	19.0%
その他	4	3.4%
無回答	1	0.9%
合計	116	100.0%

問7. ご近所のかたとどの程度付き合っているか



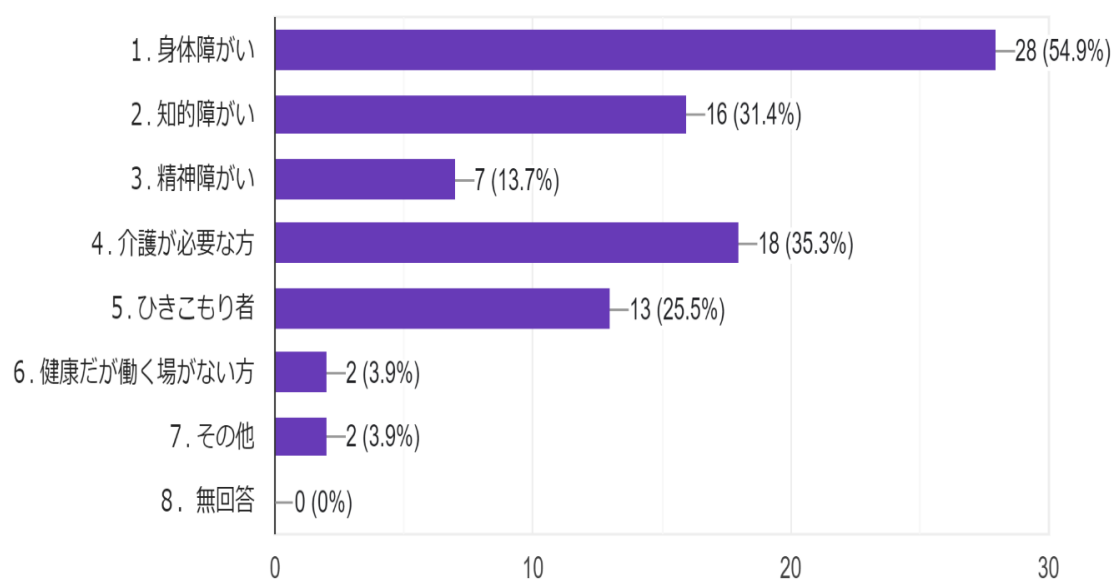
近所付き合い	人数	割合
家族ぐるみで付き合いがある人がいる	40	34.5%
留守にするときには、用を頼める人がいる	30	25.9%
顔を合わせれば挨拶する程度のつき合いしかない	31	26.7%
隣近所の人顔は知っているが、声をかけたことはほとんどない	0	0.0%
隣近所の人ほとんど顔も知らない	0	0.0%
地区の行事に参加している	8	6.9%
その他	1	0.9%
無回答	6	5.2%
合計	116	100.0%

問8. ご家庭または近所で障がいのあるかたはいるか

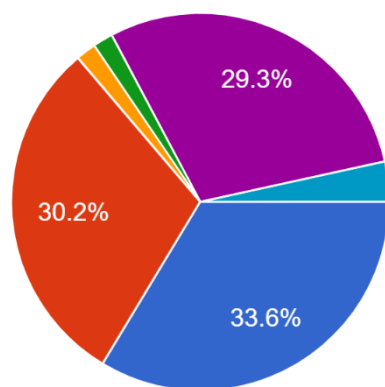


障がいのかた	人数	割合
はい	51	44.0%
いいえ	63	54.3%
無回答	2	1.7%
合計	116	100.0%

付問8－1 問8ではいと答えたかた。それはどのような障がいか

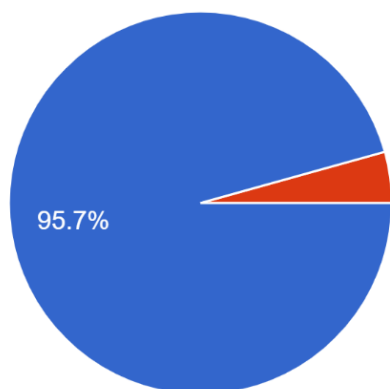


問 9. 障がいのあるかたが地域の中で生活するためにどのような支援が必要か



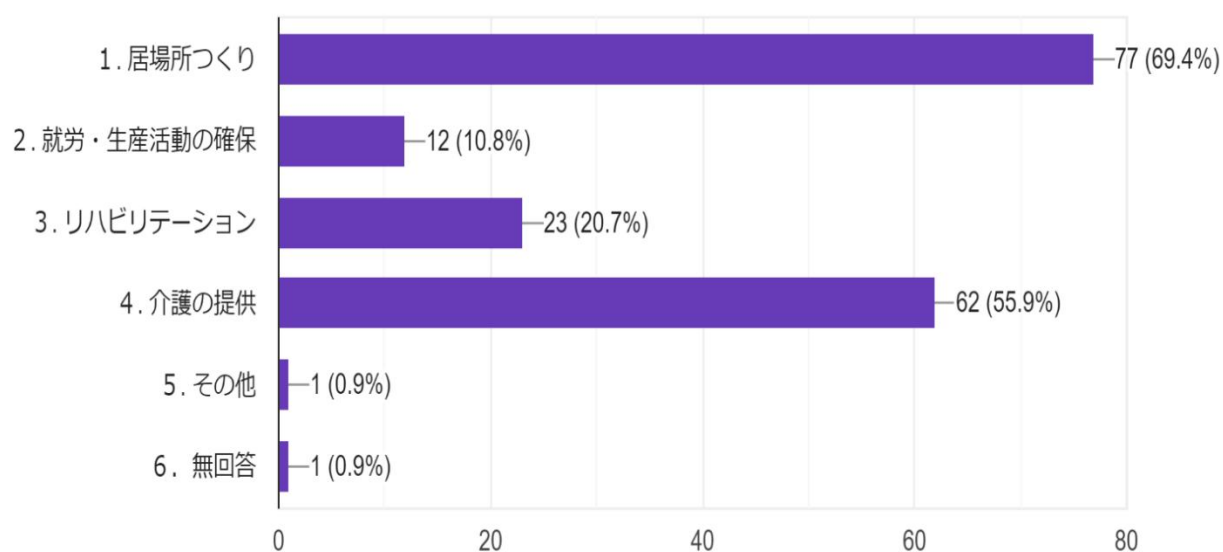
支援内容	人数	割合
居場所づくり	39	33.6%
就労・生産活動の確保	35	30.2%
リハビリテーション	2	1.7%
教育の提供	2	1.7%
介護(家事支援や身体介護)の提供	34	29.3%
その他	4	3.4%
無回答	0	0.0
合計	116	100.0%

問10. 家族またはご近所で高齢者はいるか

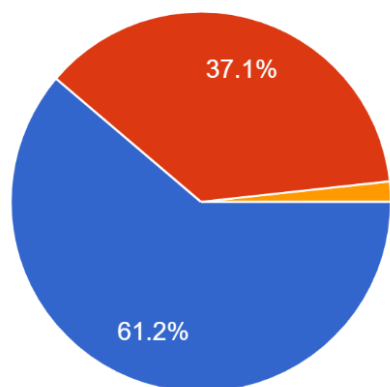


高齢者はいるか	人数	割合
はい	111	95.7%
いいえ	5	4.3%
無回答	0	0.0%
合計	116	100.0%

付問10-1 問10ではいと答えたかた。高齢者にとってどのような支援が必要か(複数回答可)

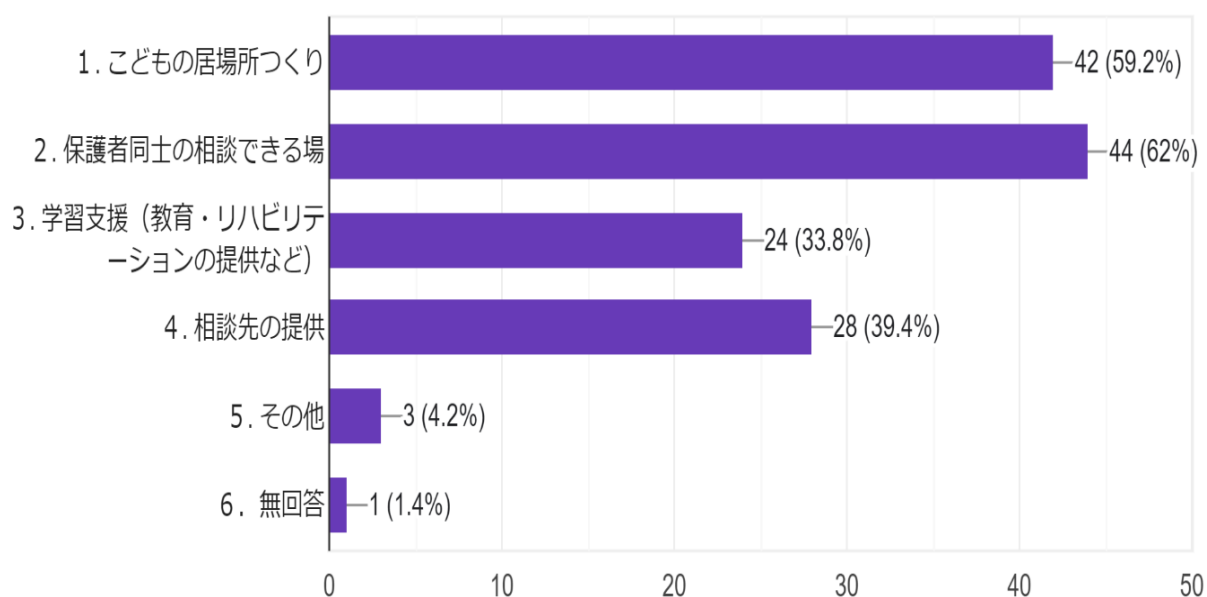


問11. 家族またはご近所児童はいるか

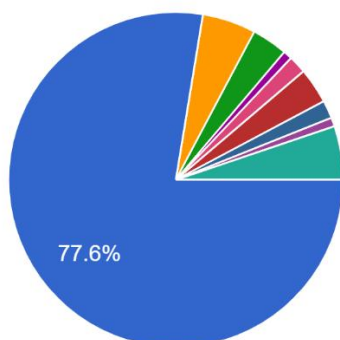


児童はいるか	人数	割合
はい	71	61.2%
いいえ	43	37.1%
無回答	2	1.7%
合計	116	100.0%

付問11-1 問11ではいと答えたかた。児童にとってどのような支援が必要か(複数回答可)

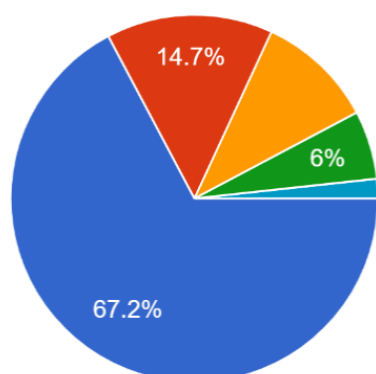


問12. 困りごとがあったとき、誰に相談するか



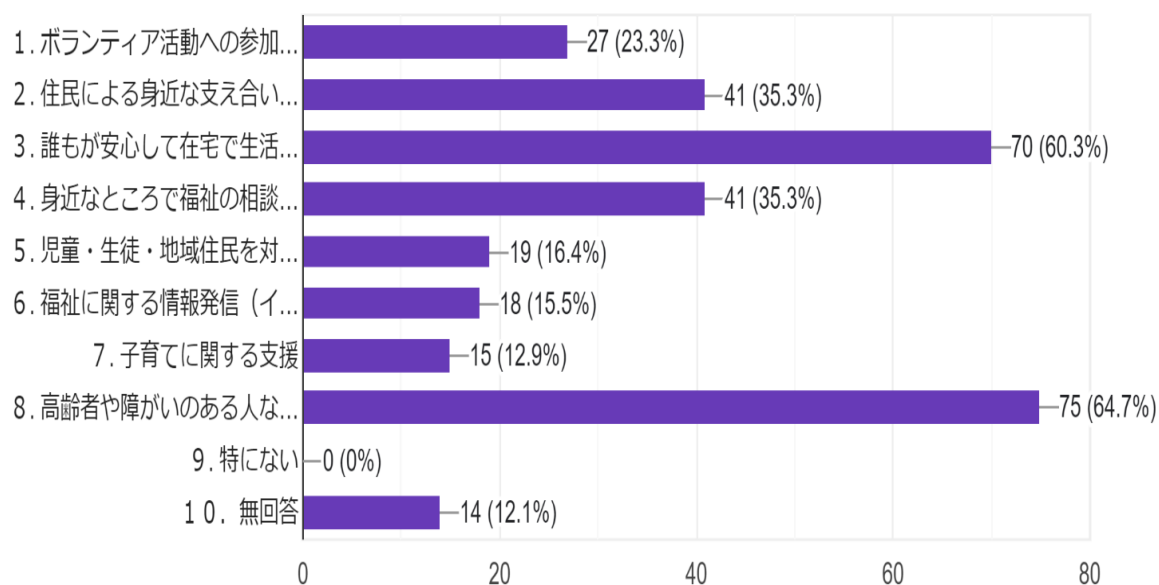
相談先	人数	割合
家族・親族	90	77.6%
近所の人	0	0.0%
友人	6	5.2%
町内会役員	4	3.4%
民生委員・児童委員	1	0.9%
地域包括支援センター	0	0.0%
社会福祉協議会	2	1.7%
障がい者総合相談窓口	0	0.0%
市役所	4	3.4%
その他	2	1.7%
相談する相手がない	1	0.9%
無回答	6	5.2%
合計	116	100.0%

問13. 社会福祉協議会を知っているか。



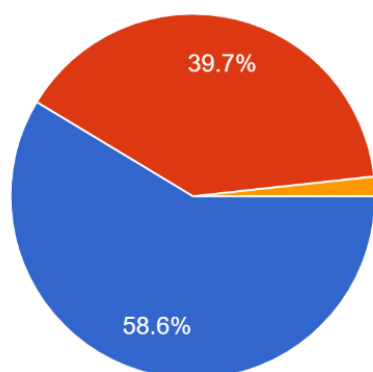
社協は知っているか	人数	割合
知っている	78	67.2%
名前は知っている	17	14.7%
社協の支部活動を知っている	12	10.3%
社協の地域福祉推進会議を知っている	7	6.0%
全く知らない	0	0.0%
無回答	2	1.7%
合計	116	100.0%

問14. 社会福祉協議会が活動や支援のうち、今後充実してほしいと思うもの(3つ選択)



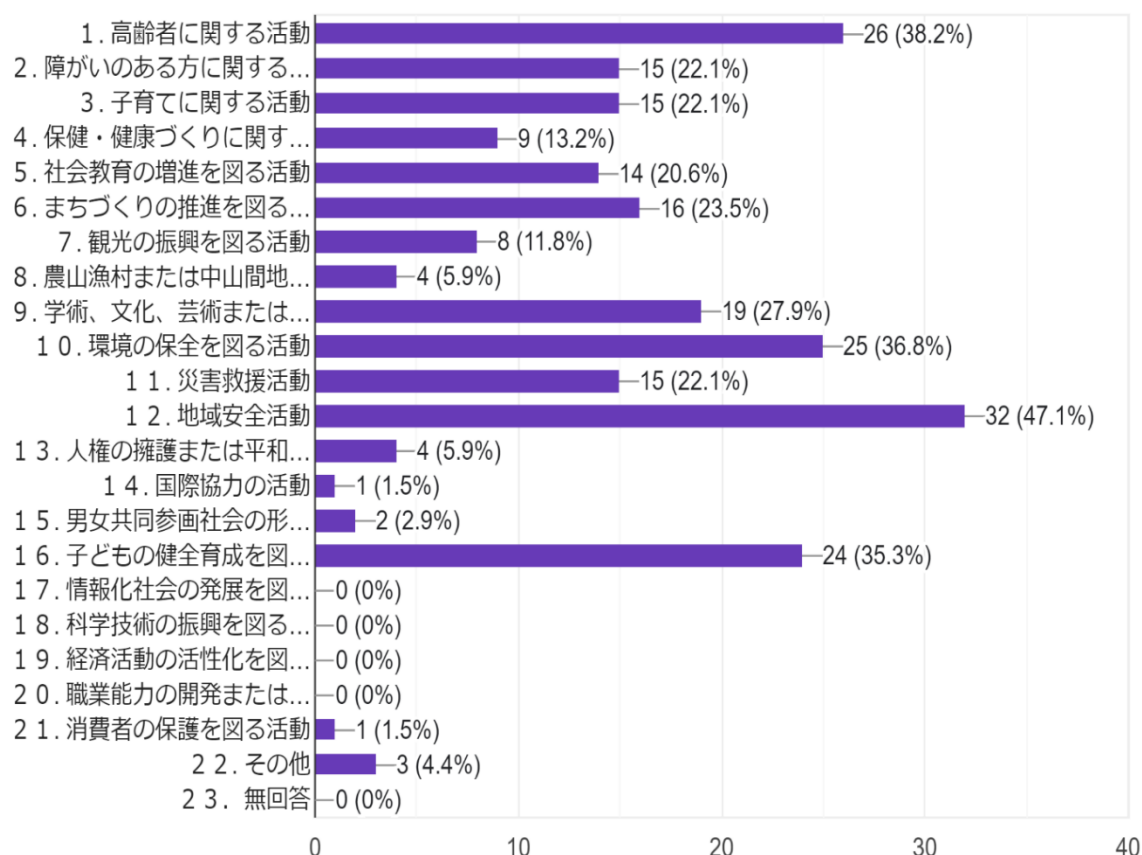
- 1 ボランティア活動への参加促進と支援
- 2 住民による身近な支え合いの活動(協議体活動)への支援
- 3 誰もが安心して在宅で生活するための福祉サービス
- 4 身近なところで福祉の相談ができる窓口
- 5 児童・生徒・地域住民を対象とした福祉教育
- 6 福祉に関する情報発信(インターネット等を含む)
- 7 子育てに関する支援
- 8 高齢者や障がいのある人など援助を必要とする方々や団体への支援
- 9 特にない

問15. ボランティアや NPO 団体活動に参加したことがあるか



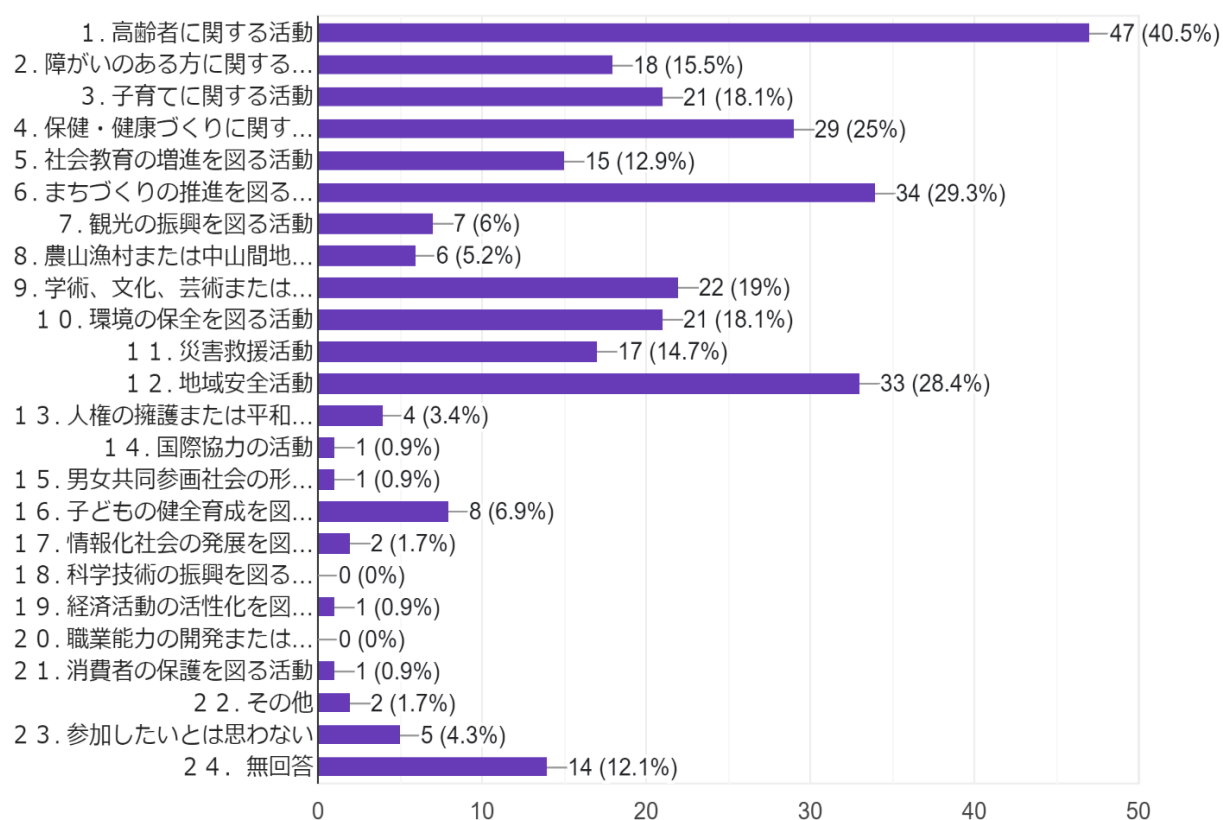
参加したことはあるか	人数	割合
はい	68	58.6%
いいえ	46	39.7%
無回答	2	1.7%
合計	116	100.0%

付問15-1. 問15で(はい)と答えたかた。あてはまる活動はどれか。(複数回答可)



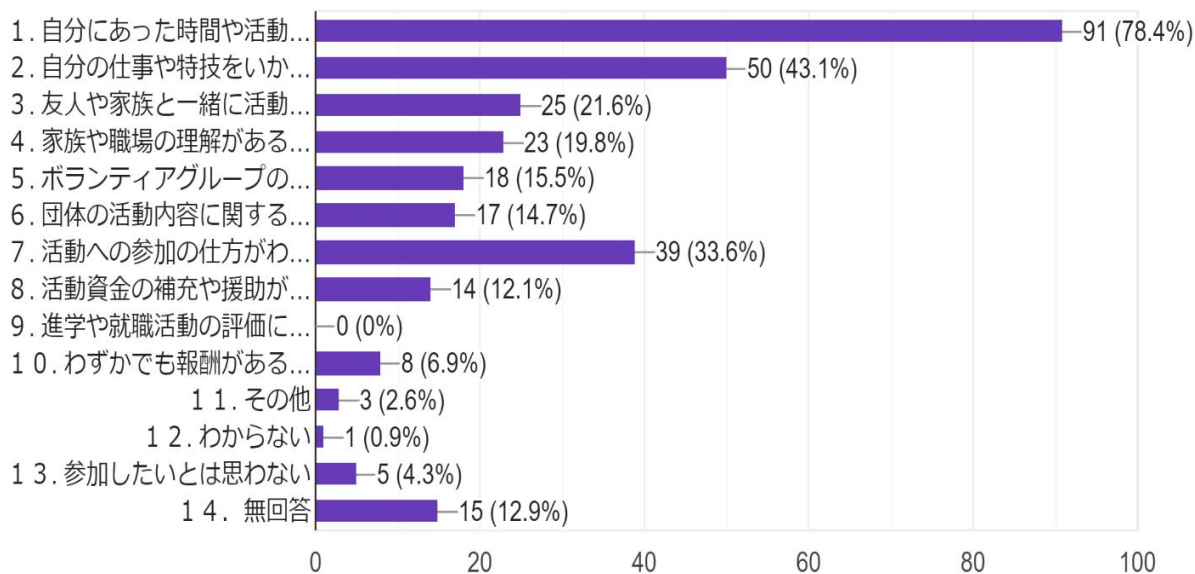
- 1 高齢者に関する活動 2 障がいある方に関する活動 3 子育てに関する活動
- 4 保健・健康づくりに関する活動 5 社会教育の増進を図る活動
- 6 まちづくりの推進を図る活動 7 観光の振興を図る活動
- 8 農産漁村または中山間地域の振興を図る活動
- 9 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- 10 環境の保全を図る活動 11 災害救援活動 12 地域安全活動
- 13 人権の擁護または平和の推進を図る活動 14 国際協力の活動
- 15 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 16 子どもの健全育成を図る活動 17 情報化社会の発展を図る活動
- 18 科学技術の振興を図る活動 19 経済活動の活性化を図る活動
- 20 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- 21 消費者の保護を図る活動 22 その他

問 16. 今後どのような活動に参加してみたいと思うか(3つ選択)



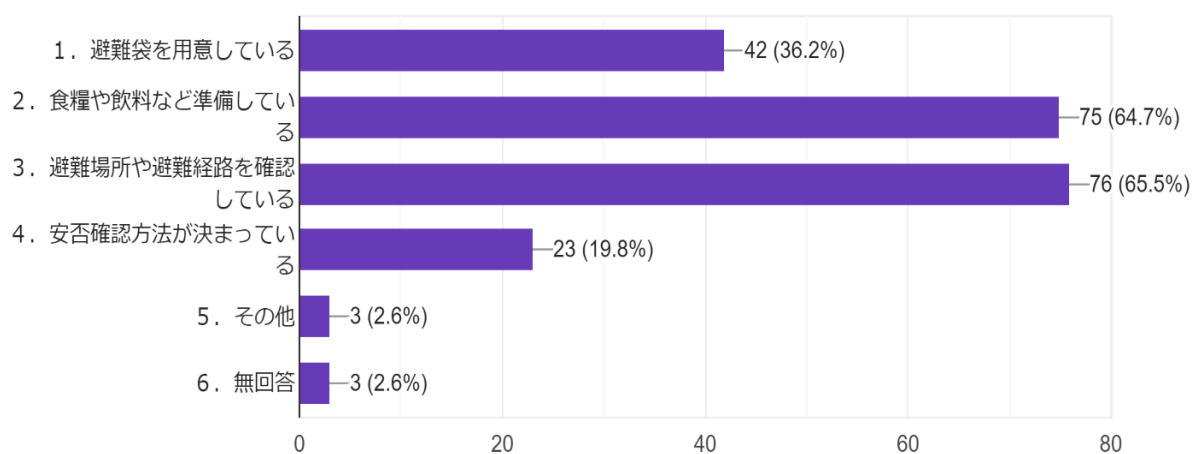
- 1 高齢者に関する活動 2 障がいある方に関する活動 3 子育てに関する活動
- 4 保健・健康づくりに関する活動 5 社会教育の増進を図る活動
- 6 まちづくりの推進を図る活動 7 観光の振興を図る活動
- 8 農産漁村または中山間地域の振興を図る活動
- 9 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- 10 環境の保全を図る活動 11 災害救援活動 12 地域安全活動
- 13 人権の擁護または平和の推進を図る活動 14 国際協力の活動
- 15 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 16 子どもの健全育成を図る活動 17 情報化社会の発展を図る活動
- 18 科学技術の振興を図る活動 19 経済活動の活性化を図る活動
- 20 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動
- 21 消費者の保護を図る活動 22 その他 23 参加したいとは思わない

問17. どのような条件が整えば活動に参加してみたいか。(3つ選択)

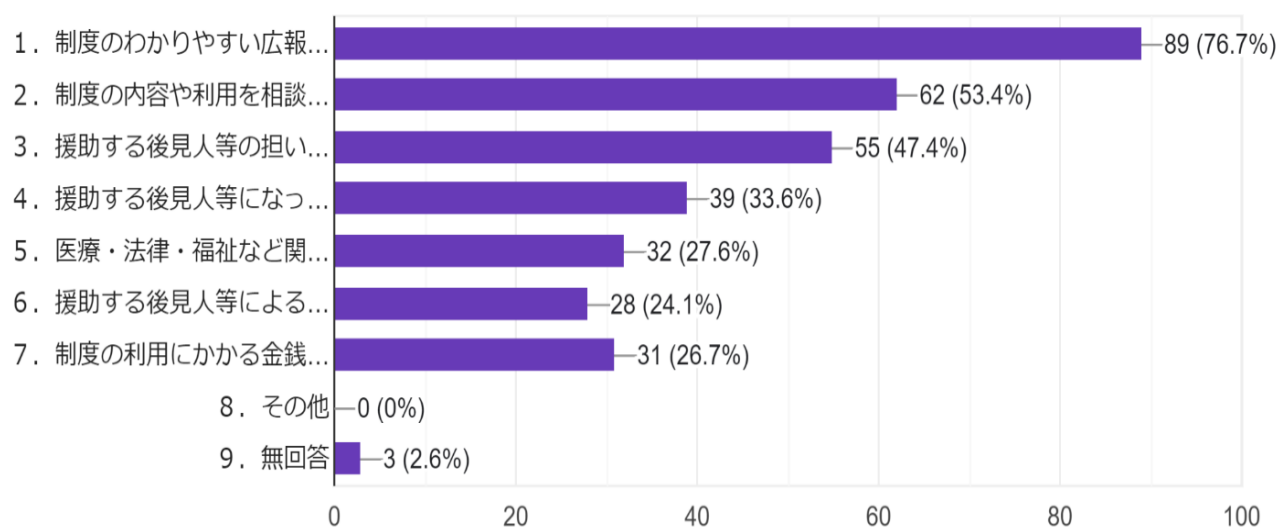


- 1 自分にあつたじかんや活動内容であること 2 自分の仕事や特技をいかせること
 3 友人や家族と一緒に活動ができること 4 家族や職場の理解があること
 5 ボランティアグループの選択肢が充実すること
 6 団体の活動内容に関する情報が充実すること
 7 活動への参加の仕方がわかりやすいこと
 8 活動資金の補充や援助が充実していること
 9 進学や就職活動の評価につながる
 10 わずかでも報酬があること 11 その他 12 わからない 13 参加したいとは思わない

問18. 災害時にどのような備えをしているか。(複数回答可)



問19. 成年後見制度の利用促進・充実のためにどのようなことが必要か。(複数回答)



- 1 制度のわかりやすい広報や周知活動による理解の浸透
- 2 制度の内容や利用を相談できる専門の相談窓口の設置
- 3 援助する後見人等の担い手の確保や養成(市民後見人等)
- 4 援助する後見人等になった方の支援、バックアップ
- 5 医療・法律・福祉など関係団体の連携やネットワークづくり
- 6 援助する後見人等による金銭の横領など不正防止の徹底
- 7 制度の利用にかかる金銭的支援(経費や報酬に対する助成)
- 8 その他

4. 第六次地域福祉活動計画事業別評価

1 相談窓口と調整（ネットワーク）

□中間 〈9項目〉 実施率【平均 2.7】

今後の方向性割合【拡大56% 継続44%】

□総合 〈9項目〉 実施率【平均 2.7】

今後の方向性割合【拡大44.4% 継続55.6%】

基本計画		(1) ふれあい・支え合いの地域づくり		中間評価		総合評価	
取り組む方向性		◆総合相談の仕組みの整備・強化		実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	ふくし総合相談窓口		3	拡大	3	拡大
	②	心配ごと相談事業		3	継続	3	継続
	③	法律相談事業		3	継続	3	継続
	④	婚活相談事業		2	拡大	3	継続
	⑤	第三者委員による苦情解決窓口		2	継続	1	継続
	⑥	子どもの総合相談事業		3	継続	3	拡大
取り組む方向性		◆地域をつなげる福祉ネットの充実		実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）		3	拡大	3	継続
	②	地域共生社会構築事業		3	拡大	3	拡大
	③	生活支援体制整備事業		3	拡大	3	拡大

2 協力者・支援者（マンパワーリスト）

□中間 〈15項目〉 実施率【平均 2.5】

今後の方向性割合【継続87% 見直し13%】

□総合 〈15項目〉 実施率【平均2.3】

今後の方向性割合【継続66.7% 見直し13.3%】

基本計画		(2) 地域福祉を担う人づくり		中間評価		総合評価	
取り組む方向性		◆地域で元気な福祉教育の推進		実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	福祉協力指定校・継続校		3	継続	3	継続
	②	福祉体験学習への協力・支援		3	継続	3	継続
	③	小・中学校ボランティアスクール		2	継続	1	拡大
取り組む方向性		◆ボランティアセンター機能の充実		実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	ボランティアセンター運営委員会		3	継続	3	見直し
	②	ボランティア活動保険		3	継続	3	継続
取り組む方向性		◆地域福祉ニーズに対応した人材育成		実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	介護支援ボランティア		2	見直し	3	継続
	②	介護支援ボランティア事後研修		2	継続	3	継続
	③	手話奉仕員養成事業		2	継続	3	継続
	④	要約筆記ボランティア養成講座		3	継続	0	継続
	⑤	認知症カフェボランティア養成講座		2	継続	0	終了
	⑥	市民後見人養成講座		3	継続	3	見直し
取り組む方向性		◆NPO法人・住民活動の連携・充実		実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	NPO法人連絡会		1	継続	3	継続
	②	住民参加型在宅福祉サービス（ふれあいサー		2	継続	3	継続
	③	買い物支援サービス		2	見直し	0	縮小・統合
	④	助成金交付（社協支部及び各種団体）		3	継続	3	継続

3 集会・行事・活動の場（場の提供）

□中間 〈32項目〉 実施率【平均 2.7】

今後の方向性割合【拡大16% 継続84%】

□総合 〈32項目〉 実施率【平均2.3】

今後の方向性割合【拡大20% 継続68.8%】

基本計画		(3) 地域福祉を推進するしくみづくり	中間評価		総合評価	
取り組む方向性		◆社協支部活動の支援・強化	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	社協支部助成事業	3	継続	2	継続
	②	社協支部視察研修	2	継続	1	継続
	③	社協支部長会議	3	継続	3	継続
取り組む方向性		◆地域みんなで支える子育て支援	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	ファミリー・サポート・センター事業	3	継続	3	継続
	②	子育て支援センターわくわくらんど	3	継続	3	継続
取り組む方向性		◆地域住民の場の提供	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	ふれあい・いきいきサロン	2	継続	2	継続
	②	通いの場	2	継続	3	継続
	③	認知症カフェ	2	継続	0	拡大
取り組む方向性		◆情報発信の充実・強化	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	福祉まつり	2	継続	2	拡大
	②	ふれあいスポーツ大会	2	継続	0	継続
	③	社協だより	3	拡大	3	拡大
	④	点字広報・声の広報発行事業	3	継続	3	継続
	⑤	ホームページ	3	継続	2	見直し
	⑥	マスコットキャラクターの活用	2	継続	1	見直し
基本計画		(4) 安全・安心して生活できる環境づくり	中間評価		総合評価	
取り組む方向性		◆高齢者・障がい者とも安心できる環境	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	紙おむつ・おむつかバー給付事業	3	継続	2	継続
	②	尿漏れパット給付事業	3	継続	2	継続
	③	会食サービス	2	継続	3	継続
	④	配食サービス	3	継続	3	継続
	⑤	居宅介護支援事業	2	継続	3	継続
	⑥	訪問介護事業（障がい者居宅介護事業）	3	継続	1	継続
	⑦	訪問入浴介護事業	3	継続	3	見直し
	⑧	通所介護事業	3	継続	1	継続
	⑨	手話通訳者派遣事業	3	継続	3	継続
	⑩	要約筆記者派遣事業	3	継続	2	継続
	⑪	寝具乾燥殺菌事業	3	継続	3	継続
取り組む方向性		◆防犯・防災体制の充実	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	災害ボランティアセンター	2	拡大	3	拡大
	②	自主防災組織と福祉避難所	2	拡大	1	拡大
取り組む方向性		◆生活困窮者等へ自立支援の充実	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	生活福祉資金貸付事業	3	拡大	3	拡大
	②	生活困窮者救済事業	3	継続	3	継続
	③	日常生活自立支援事業	3	継続	3	継続
	④	たてばやし後見支援センター	3	拡大	3	拡大
	⑤	法人後見事業	3	継続	3	継続

□中間 〈12項目〉 実施率【平均 2.4】 今後の方向性割合【拡大8% 継続92%】

□総合 〈12項目〉 実施率【平均2.1】 今後の方向性割合【拡大 0% 継続 91.6%】

基本計画		(5) 組織の整備・強化	中間評価		総合評価	
取り組む方向性		◆自主財源の確保	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	一般会費	2	継続	1	継続
	②	法人会費	2	継続	1	継続
取り組む方向性		◆適正な委員会の運営及び職員配置	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	理事会	3	継続	3	継続
	②	評議員会	3	継続	3	継続
	③	財政委員会	3	継続	2	継続
	④	企画委員会	3	継続	2	継続
	⑤	広報委員会	3	拡大	3	継続
取り組む方向性		◆指定管理者としての施設活用	実施率	今後の方向性	実施率	今後の方向性
事業名	①	適正な施設運営	2	継続	2	継続
	②	売店運営	2	継続	2	見直し
	③	温水プール、浴室の利用	2	継続	2	継続
	④	ふれあい通りの活用	2	継続	2	継続
	⑤	マイクロバスの有効活用	2	継続	2	継続

■令和3年度以降の取り組み事業

基本計画		総合評価	
取り組む方向性		◆生活困窮者等へ自立支援の充実	
事業名	①	フードドライブ事業	3 継続
	②		
	③		

5. 支部別状況把握アンケート

(1) 館林支部

高齢者問題

- ・一人暮らし高齢者でちょっとした困りごとのある人とボランティアを希望する人が同じ地域の中でうまく連携できる体制を整えることはできないか。双方をまとめる機関（町内でよいので）あればお互いに安心して頼めたり行動（ボランティア）ができたりするのではないかと思う
- ・一人暮らし高齢者の策定。空き家問題
- ・寿会やふれあいクラブがあるのでみんなで会う機会を増やしていく必要がある
- ・高齢者友人・知人の外出僅少や知人の減少。高齢者の相談相手の減少
- ・高齢者夫婦の増加
- ・高齢者の伸展により体調不良やケガなどから日常生活がこれまでどおりできなくなり、親族に引き取られるか施設入所、医療機関に入院するなどの生活環境の変化がある場合、そのことが把握できず、地域で必要となる情報の確認ができないことが多い。最低限必要となる情報が確認できる体制があればいいと思う。

障がい

- ・地域内の障がい者の実態の把握
- ・対象の方の把握がほとんど不明
- ・災害時の救援
- ・民生委員児童委員と連携し、支援を要する世帯の現状把握と支援体制の確保に努めたい

子ども問題

- ・コロナ禍で学校との話し合いが実施されていないため不登校児童についての情報はほとんどない
- ・育成会がなくなってしまい町内主体の行事を行っている
- ・地域と子どものつながりの策定
- ・子ども会、子供会育成会が消滅。町内行事の中でこども事業を取り入れている。
- ・ヤングケアラーの少年等への補助
- ・少子化が進み、地域内で繋がりを深めるための事業を実施しようとしても、なかなか実施できない状況にある。また、地域での繋がりより個人個人の行動を優先する傾向にあるため、保護者も地域活動に興味関心を持って、参加するまでに至らない。

生活困窮者問題

- ・就労の問題
- ・ボーダーラインに近い方への厚い支援
- ・民生委員児童委員と連携し、支援を必要とする世帯の現状把握と支援体制の確保に努めたい。

ひきこもり問題

- ・ひきこもりの人については情報が少なく、支援どころかその有無さえも把握できないのが実態
- ・把握がむずかしい
- ・高齢者（年金暮らし）とひきこもり子ども
- ・民生委員児童委員と連携し、支援を必要とする世帯の現状把握と支援体制の確保に努めたい。

地域のつながり

- ・近所では空き家が年々増加しており、近隣からは草が伸び放題で困っている、火事が心配だなどと苦情が出たことがある。情報交換も含め近隣での連携が蜜になるとよい。
- ・近隣同士の交流・つながり。地域のコミュニティ。空き家問題
- ・できる限り多くの行事を実施している
- ・近隣同士の相談交流
- ・いきいきサロンとこども育成会の交流
- ・少子高齢化の伸展と地域リーダーとなる後継者の人材不足があり、地域内の活動は少なく、人と人との繋がりは希薄化している。これまで活動してきた地域内の団体やグループも人材確保に努めているが、なかなか協力を得られない状況にある。
- ・子ども会、寿会が休会または解散となり住民と地域のつながりはどんどん無くなっている。

防災

- ・要支援者についてはおおそ把握をしていると思うが、災害が起きた時に具体的にどのように支援をするのかは、地域で話し合いを持ったことがない。実際に災害が起こったら不安である
- ・要支援者の把握と支援体制。初動対応
- ・令和5年度は2回実施する。参加しやすいように非常食をみんなで食べることや炊き出し訓練でカレーを作っている
- ・実態と支援者数の隔たり
- ・救援者の不足
- ・災害発生時に自分たちで安全確保が図られるよう、避難先や避難経路を確認する。また、公的支援が行われるまでの間、避難袋や食料・飲料などを準備し、生活できるようにする。更に地区会館で緊急時に避難者や負傷者を受け入れられるよう態勢づくりを勧める。

その他

- ・何をやっていくにも指導者が必要だがなかなか育たない。昔からやっている人に頼っている状況が続いてしまっている。
- ・6.1調査漏れの方々への支援及び該当者把握。寡婦・寡夫への細かい支援。ケアマネ・ヘルパーの方々支援している被支援者把握。生活困窮外国人の把握と支援

(2) 第三支部

高齢者問題

- ・地域内の高齢者の割合が大変高く、支える若中年層が少ない現状になっている。地域内への若中年層の住む環境、宅地の提供など整備が必要
- ・現在両親も他界し子どもたちも家を離れて独立し家庭を持ち、自分たち夫婦二人暮らしまたはどちらかが他界し一人暮らしが多い（一人暮らし10件、二人暮らし10件、その他10件、空き家2件）
- ・一人暮らし、特殊詐欺
- ・家庭内の介護の負担軽減
- ・一人暮らし高齢者が町内に増えている。社交性のある人は自主的に交流しているが、閉じこもりの人もいる。実態把握が先決と思う。
- ・高齢者の一人暮らし、若しくは二人暮らしの割合が高い
- ・一人暮らし及び二人暮らし高齢者世帯を把握し、各区で登録保存していくことが必要だと思う
- ・一人暮らし高齢者の増加
- ・コロナ禍のため高齢者一人暮らしの方の孤立、孤独が増えている。安否確認、見守りの拠点としての「サロン」等が必要

障がい者問題

- ・障がい者支援施策の充実、入居、日帰り
- ・受け入れの会社（仕事）がない
- ・障がい者のかたはひきこもりがちでなかなか把握するのは難しい。健全な方も障がい者に寄り添えるよう皆に関心をもってほしい
- ・障がい者問題に関心を持つことにより、身近な問題として捉えることができ、視野を広くもつことが大事

子ども問題

- ・子どもの数が減少している。若者のくらしやすい環境が必要。小学校までの通学路が用水路の蓋を上がり下がりしながら歩かなければならず低学年の小学生には大変負担である。また、危険である。
- ・登下校時の見守り
- ・学童に入る子どもが多くいる。地域と子どもの繋がりが薄いように思う。何ができるか？何が必要か？と議論し、共有していこう。
- ・圧倒的な少子化（子ども会での神輿を担ぐ人数が不足）
- ・保育園の待機児童、学童保育、又小中学生の不登校など、いろいろ聞いたりする。何かあったら行政につなげる、又世代間交流なども考える。
- ・少子化が進んでいる
- ・子どもの自己肯定感を高くする教育指導が肝要であり、不登校やいじめ防止の抑制につながる。教育委員会、学校、地区、住民の協力で支援していく

生活困窮者問題

- ・就労、食料支援
- ・食糧支援
- ・2か月に1回生活費が支給されているが、すぐに半分以上使い電気をストップされている人がいるが、就職すると3日もたない。難しい問題だ。
- ・セーフティネットの不十分さ
- ・先日生活保護についての研修を受けた。良い点悪い点など伺った。一人ひとり色々な問題を抱えており最後は行政につなげるしかないかと思う。

ひきこもり

- ・40代位のひきこもりの男性が近所におり、両親とも高齢で母は施設に入所している。父も歩くのがやっとであり、今後が心配である。
- ・女性ひとり暮らし（65歳）家の周りの雑木や雑草に覆われ手に付けられない状態（地域有志により雑木の伐採を行ったり除草作業をしたりした）
- ・子どもたち及び中高年のひきこもりがあるがこれは専門家支援が必要かと思う
- ・厚労省は今年よりひきこもり支援として初のマニュアルを策定するという。医療、福祉との連携等の支援に確かな方向性が見出された

地域のつながり

- ・日常のあいさつや希望者によるラジオ体操後も毎日行われている。最大のコミュニケーションの場となる地域のまつりがコロナや悪天候で数年出来ていない
- ・空き家2件あり動物（狸、ハクビシン）など住み着いて辺りを荒らしている
- ・近隣同士の交流
- ・地区行事への参加交流
- ・令和4年防災訓練・令和5年夏まつりの再開と区の行事は復活してきた。町から5組単位の繋がりに注力したい。「何をどうすれば」みんなと相談していきたい。
- ・自治会等の活動への参加消極的
- ・コロナ禍で地域の行事が中止になってしまったが、今年からまた再開してきている。その中で再びつながりが出来たらと思う。
- ・近隣同士の交流・つながりが少ない
- ・様々なイベント（催物）を企画しできるだけ各層の住民参加してもらえるよう維持的な活動が大切だと思う
- ・地域住民が安心して暮らせる良いコンセプトを策定し、支援につなげていく

防災

- ・最低限の防災用品は会館に準備しているものの、実際の災害発生時には高齢者の支援はどこまでできるか不安が残る
- ・要支援者の名簿を確認、避難場所設定、連携体制の避難訓練を行った
- ・情報提供
- ・避難訓練の充実、地域の実情把握
- ・ハザードマップ（館林）市内はほとんどが真っ赤なエリアとなり行政としての防災時の対応に市民はほとんどきいていない。区、班まかせで行政としての行動が見えない
- ・自分の命は自分で守る。余裕があれば近隣の避難要支援者に手をさしのべる。に向けて防災訓練を有効的に積み上げたい。
- ・水？地震？それぞれの地域性の相違
- ・年に一回町内会で防災訓練を行っている。参加者はまだ多くなり、継続していくことが大事かと思う。
- ・群馬県の安全神話があり、近い将来際涯はおこりうるといふ防災意識を高める敬発活動を進めていく
- ・地区の中で防災に積極的に取り組んでいる所とそうでない地区で差が出てきている。行政、地区との連携で防災組織を構築していく

その他

- ・館林市にとって健常者・障がい者共にすべての人々がより暮らしやすい街になれるよう、小中学生から社会人、高齢者まで障がい者に寄り添える行動を具体的に考えていきたいと思う。
- ・ここ近年、子どもから高齢者までの問題が多様化し、複雑化している。地域全体で取組、特に区長、地域役員、民生委員等の協力連携が必須である

(3) 第四支部

高齢者問題

- ・民生委員担当地区171件中70歳以上の独居者が20名。75歳以上の二人暮らし高齢者世帯6件。買い物や病院へ通うにも車が運転できないと不便な地域。区長会と一緒にバス運行等早急に進めなければならない
- ・一人暮らし高齢者の増加
- ・一人暮らしの高齢者生活、認知症
- ・地域が農村地帯で若い人が残らず少子化、高齢者が進む一方。高齢者の一人住まいも増加傾向
- ・高齢化が進行している（急激）。高齢でも健康で長生きなら良いので運動の促進、指導していく
- ・高齢化、独居化しており近所とのつながりも少なくなっている。生きがいづくり
- ・一人暮らし高齢者も多い。健康・経済面など生活不安への支援体制づくりが必要。病院へ行く交通手段が少ない。近所同士の声掛けが少なくなっている。見守り安心カードの活用の充実してほしい
- ・災害時などで助けを必要とする高齢者の「お助け名簿」を作成し、存在を把握している。名簿は定期見直しを実施している。

障がい者問題

- ・知的障がいの方がゴミ屋敷化し、4月下旬から8月上旬まで区長会と民生委員で支援を行い片付き、本人も自ら片づけやゴミ出しもできるようになった。屋敷の面積が広く草刈りが問題。シルバー人材センターに依頼し6月にきれいになったが現在草が茂り道路側だけ除草剤がまいてある。
- ・地域の障がい者の実態把握
- ・子育てしにくい環境が増えている。よい環境を作る作業を増進
- ・地域で障がい者の実態の把握が大切。地域で支える仕組みづくり（生活援助、社会参加）などが必要
- ・お助け名簿を作成時、障がいの状況も把握し、地域防災訓練時に声掛け・避難支援ができる体制を取っている

子ども問題

- ・第四小54名で学区外から15名きていて、交流が学校以外では少ないため、多いに土曜日ひろばなど活用してほしい
- ・小学校の存続にかかわる少子化問題
- ・少子化に対する取り組み
- ・子どもの数が少なく地域で子ども集団ができず遊びが成立しない。登下校後も親や家族の送迎が目立つ
- ・子どもの人数が少ない。子育てへの不安、将来の不安など相談できる場所づくり。将来住み続けるための魅力ある地域づくりが。不登校児童の見守りが大切。地域において世代間交流がありとても良い
- ・地域学校協働活動で子どもたちと一緒に地区防災訓練参加している。登下校時の見守り実施。世代間交流事業でサツマイモ苗植え、田植え、収穫等での交流実施

生活困窮者問題

- ・親の年金を当てにして定職についていない方が問題となっている
- ・生活困窮者への支援のあり方
- ・一人住まい単身者が目立ってきて孤立化している人もいる
- ・地域によって必需品は違うと思うし必要価値のあるものも異なると思うので実状に応じた対応をしてほしい
- ・就労、食料、住居など生活困窮者への支援がとても大切

ひきこもり問題

- ・地域や近所の方と交わりがなく、親戚づきあいもしない方がいる。高齢となったら問題になってくると思う
- ・地域のひきこもりの実態把握
- ・何人か地域にいたるようだが地域からも孤立しており行政での調査や救済が必要ではないか
- ・地域でひきこもり実態把握が必要。不登校児童への見守り支援体制（学校の協力など）

地域のつながり

- ・コロナ禍で人とかかわりが少なくなり、地域のイベント等で子どもから高齢者までつながりができるように、たけあかりや公民館まつりでの交流が始まる
- ・増加する空き家問題
- ・人とかかわりを避ける傾向が進んできている。地域の役員とが行事の中で体験の中とかかわりのよさを味わっていききたいものである。
- ・希薄になっており地域によって差がある
- ・昔ほど近所同士の交流・つながりが少ない。サロンを増やし仲間づくりや健康増進への一歩となる方向へ進めていけたらよい。空き家がとても多く事件など心配。
- ・コロナ禍で殆どの自治会行事が実施されずにいたが、例年では桜まつり、秋祭りなど主催し住民との交流はできている。他にグラウンドゴルフ大会、地域清掃活動等実施。ふれあいサロン開催。

防災

- ・みまもりカードをつくりいざという時に助け合って、逃げ遅れがないように集約しているのは良い点だと思う
- ・要支援者の避難場所
- ・各家庭で安全を確保するしかないのでは。近所での助け合いは日頃のつきあいが大切だと思う
- ・お助けカード
- ・地域での防災訓練も行われている。要支援者の把握と支援体制がさらにとても大事。災害時の見守り安心カードの活用が大切
- ・自治会単独での防災訓練を実施。防犯委員での青色パトロールの実施。自身・水害（年2回）を想定した地域防災訓練を実施

その他

- ・精神障がいのある方の対応に社協の職員に世話になった。病院からの診断書と今までの生い立ちから詳細を記入して年金申請する運びとなった。
- ・「ごみ屋敷」というものを最近理解した。高齢化やその他の理由で片付けられないのだとわかった。自分もその身になってみないとわからない。福祉のすきまからこぼれ落ちている人がたくさんいる。国の代さんを軍事防衛ではなく教育や農業社会福祉の方に向けてほしい。それこそ農業「安全保障」であると思う。※福祉に関する仕事を担っている方々のご苦勞をつくづく痛感するこの頃です。ありがとうございます。
- ・健康で長寿な町づくり、運動を推進していく
- ・区長をはじめ住民ひとりひとりが住みやすい環境づくりにとても力を入れて活動していただいている。高齢者、支援、子どもたちの見守り、成長へのつながるより良い魅力ある地区となるよう協力していきたい
- ・把握できていない設問は民生委員児童委員の方に情報を頂くしかないのが現状。地域での買い物支援やふれあいサロンの開催を増やす。

(4) 第五支部

高齢者問題

- ・高齢者の二人暮らし（一人は行政サービス）の世帯が増えてきている。今は見守りしかないが元気な一人暮らしの高齢者より問題なのでは
- ・安心カードを作成したことにより一人暮らし、高齢者夫婦世帯以外にも昼間一人になってしまう方がいることなど把握できた
- ・一人暮らしの増加と免許返納後の外出が不便。コミュニティバスがあるがどれくらい利用しているかわからない。利用度を教えていただきたい
- ・班長会議による一人暮らし高齢者の把握
- ・自分の地域の一人暮らしの高齢者を知る

障がい者問題

地域で支える仕組みを作り社会参加できるようにする
障がい者と家族の交流の場があればいいのでは。家族の息抜き場がいいかと思う。就労が可能であれば職場の提供
障がいのある人でも参加できる行事があればよい

子ども問題

- ・不登校の子どもの教育の場を作る
- ・公民館に児童館、学童保育がありグラウンドがよい運動がある。夕方ひとりで帰宅する児童をみかける。防犯面で心配
- ・学童保護者への支援
- ・子どもの数が非常に少なくなり子ども会などがなくなった
- ・育成会休止に伴い地区内の子どもとのつながりがなくなった（各種イベントへの参加がない）

生活困窮者問題

- ・市役所より情報がないので誰が困窮しているかわからない（相談があれば別だが）
- ・食料などの提供
- ・その方のできる仕事の提供と協力業者の紹介

ひきこもり

- ・ひきこもりの方がいるのは分かっているけど相談がない限り踏み込めないので対処方法が不明
- ・ひきこもりの判断が難しい
- ・地域のひきこもりの実態の把握
- ・地域にひきこもりのかたはいるがひきこもりの原因を家族に聞くことができない。家族がひきこもりについてどのように思っているのか。それがわからないと「見守り」だけでよいのでは。不登校は情報がないのでわからないがフリースクールはあればいいと思う。本当は学校に行きたくてもいけない子もいるのではないかな。
- ・班長会議によるひきこもりの把握
- ・地域のひきこもりの実態がよくつかめない問題がある

地域のつながり

- ・個人のつながりの場を作る
- ・公民館行事があり久しぶりに見かけるかたに声をかけることができた。行事等で近所の様子がわかり、情報収集に役立ったと思う。
- ・地域公会堂の利用による近隣同士の交流
- ・近隣同士でも部落のお祭りとかコロナ禍から中止になり会う機会が少なくなった
- ・コロナ禍により地区内の祭事がなくなり交流が途絶えている

防災

- ・安心カードを作成したが高齢者は状況が変わりやすいので見直しは必要であることが今回良くわかった
- ・安心カード作成で一人暮らしを把握
- ・避難所として五小、赤羽公民館があるが毛布など防災用品はあるのか。水害時は赤羽公民館は使えないのか。畳の部屋が居心地がいいと思う。
- ・要支援者の把握と支援体制を班会議で定期的に行う
- ・避難場所の確認、家族との集合場所の確認
- ・地区探知で図上訓練を実施予定

その他

- ・ヤングケアラーの問題の話を聞くがどの家族がそうなのか分かりづらいしどのような援助をしたらいいのか。あんしんセンターに相談するだけでよいかな？
- ・近年の猛暑を考慮して体育館にもエアコンをつけてほしい。行政・企業などの協力、理解が必要かなと思う

(5) 第六支部

高齢者問題

- ・区内に普通住宅が多い。班ごとによくまとまっている。
- ・さらに地域住民の交流を促し、支援体制づくりを進める
- ・高齢者の単身あるいは夫婦の世帯が年々増えている。隣近所との付き合いが希薄化している中、施設入所や入院したとの情報がいつしか入ってくる。プライバシーの問題もあり、どこまで関わりを持ったらよいかわからないことがある。
- ・高齢化の急速な進展により区の役員もなり手不足が深刻になっている。寿会には役員のなり手不足で今年度限りで休止することとしている。
- ・高齢者が集まり話のできる場所が近くに
- ・高齢者は外に出て会話をすること
- ・高齢者が年齢と共に心配ごとになる。相続のこと、病気や介護になった時の相談相手、機関が身近にあること、いることでは。
- ・高齢者は半数以上ではないかと思う。地域の中で寿会やサロンの開催で安否確認ができる。

障がい者問題

- ・区内に普通住宅が多い。班ごとによくまとまっている。
- ・さらに地域住民の交流を促し、支援体制づくりを進める
- ・働ける場所が必要
- ・障がいを持った子どもの心配を先々考えてしまう親を安心してもらうために相談者、施設等しっかり支援すること
- ・各種施設に行っている

子ども

- ・少子化で子ども会の活動が先綱り状態で育成会役員もなり手不足で今後の存続が危ぶまれている。
- ・子どもと高齢者が一緒に居られる場所の確保
- ・地域の行事に積極的に参加し、名前を覚えること（声掛け）
- ・子育ての基本は親でありそれをサポートするのが社会であり、各組織ではないか。そのために社会制度の充実、人材育成では。
- ・子どもは少ない。おもに育成会が中心で動いている

生活困窮者問題

- ・民生児童委員と連携する
- ・フードドライブの対象と思われる世帯に話を向けようとしても「どうしてうちが対象となるの」と困窮世帯のレッテルをはられることをいやがる風潮がある
- ・基本的には本人自身であり側面から支援する福祉制度、人材の持続的な応援、理解者に対する啓発活動では。
- ・今のところ相談はない

ひきこもり問題

- ・地域でのひきこもりの実態が見えない。社協との連携が必要だと感じる
- ・子どもの頃から少しひきこもり気味で、母親が若い頃亡くなり、父親と二人生活。日常の家事等は殆ど父親がこなしていたが約10年前に施設に入居し、その後は人目につかない生活をしている。冬場、電気・水道等を止められたこともあり地域で対応した。
- ・ランチ会や通いの場を通してひとり暮らし高齢者が孤立しないように努めている
- ・関わる人の継続であり良き相談相手の発掘では
- ・今のところいないと思う

地域のつながり

- ・区役員や諸団体と連携し進めている。しかし、戸数・人口が多いため苦労している。細かになるよう工夫している
- ・回覧により地域のイベント等への参加を呼び掛けをしているが参加率が低い。地域の役員の声掛けにより参加を促しているが思うような成果は出ていない。住民と地域とのつながりを深めるため、いろいろ苦慮している
- ・空き家問題。一人暮らし高齢者が施設入所後、空き家になった後、お化け屋敷状態となり、市に協力してもらい、親族に解決を打診している。
- ・家庭・地域・学校といわれるが、責任の所在が不明確であるのが地域社会ではないですか。その地域に個々の問題責任を持たせるは？
- ・地区の行事などに参加する人も多くいる

防災

- ・災害時、一人暮らしの高齢者への支援体制を整えておくことが必要
- ・区内には7名の防災士が居住している。民生児童委員とも連携し区内の防災力を高めるように努めている
- ・防災訓練が約5年に1回程度実施しているが、3年に1回できるような体制づくりの必要性を感じている
- ・避難行動要支援者台帳を元に趣味レーションしたところ、避難所まで歩行困難な人を乗せて運ぶリヤカー、台車などを整備することとした。自動車は多分渋滞で使えないことを想定している。
- ・地区で高齢者の安否を確認できる組織づくりが必要
- ・市の防災計画に従って個々の分野ごとの計画伝達が求められるのでは。福祉関係では市→各行政区→各施設→各個人
- ・防災訓練があって区民で避難場所まで歩いていった

その他

- ・ゴミステーションのルール違反がひどい。物置一棟分が解体されて釘が多数ささったままで放置されていた
- ・計画に沿った実行・訓練が大事になるのでは
- ・ゴミステーションがきれいになっている。ステーションで立ち話ができる様な場所になったらと思っているが、少しずつなっている。時々違反する人もいるが、そのうちはずかしくやる人はなくなるのではと。

(6) 第七支部

高齢者問題

- ・軽度認知症対応として、身内者との連絡、情報交換
- ・高齢者世帯の増加
- ・年々一人暮らし高齢者が増えつつある。認知症になりはじめ友人宅を昼夜問わず訪問。その方の子供と連絡を取っても改善につながらない
- ・一人暮らしの高齢者が増えてきている。地域に包括支援センターがあり相談ができて心強い
- ・高齢者の増加は否めないが、家族と同居し生活できている人が他地域に比較すると多い
- ・公共交通機関の充実を（バス等の本数の増加）
- ・一人暮らしの高齢者が増加。若者に関心を持たせる

障がい者問題

- ・地域の実情が把握できていない。同じ目線で対応する。

子ども

- ・少子化がかなり進んでいる
- ・少子化により入学してくる子どもが年々減少してきている
- ・地域ぐるみで子どもの見守りが行われている
- ・少子化に対し多面的な歯止め対策は最重要課題である
- ・地域に子どもが少ない。若者に働く場所の提供を
- ・歩道が狭い。近所の家の本々が出ているため歩きづらい。街灯が少なく暗い。
- ・子どもが本当に少ない。子供たちとのイベントを増す

生活困窮者問題

- ・関心がない。地域でなく国全体で考える

ひきこもり問題

- ・ひきこもりの子どもがいても近隣の人等に相談するまでには至らないようだ
- ・相談窓口などの情報はピンポイントで伝えにくい。家族によりそい支える専門性の高い人材も必要
- ・無関心。隣組町を中心に声掛けをする

地域のつながり

- ・隣組長はじめ近隣同士の交流、情報交換
- ・地域行事への参加
- ・全体的に高齢世帯が増え足元、近隣同士の交流は多少あるようだがなかなか誘っても地域行事に参加してくださる方が少ない
- ・薄れてきていると思う
- ・地域と学校が様々な行事を通してつながり協力しようとしている
- ・隣組長が各隣組員を把握し、正副区長と共有する。区民同士の共有が少ない

防災

- ・支援を要する方の第2回目お助け名簿と作成・実態把握と隣組長との連携を図る
- ・要支援者への支援
- ・水害が起こったら避難場所がないので自宅2階という人が多い
- ・災害がないので無関心。災害マップの活用

その他

- ・空き家が増えて樹木がだんだん大きくそだっているのでハクビシンやたぬきなどの動物が増えてきて作物に被害が出ている
- ・各戸順番にまわってくる子ども育成会の約で廃品回収をする仕事があるが、特に高齢者世帯は苦痛に感じている。回収は業者に委託する等考える必要がある

(7) 第八支部

高齢者問題

・自治会のつながりはあるが住民が一気に退職年齢を迎え高齢してきている。高齢者の居場所やつながりのできる場所づくりができるとよい

子ども問題

・子ども会、育成会の継続が大変になってきている。保護者の負担を少なくしながら子ども達の体験の場を作っていきたい

地域のつながり

・地域のつながりが弱く回覧板やあいさつ程度しかない。運動（ラジオ体操など）や趣味でグループができたりつながりができるとよい

防災

・地区防災組織はあり訓練等も行っているが、住民全体に周知したり参加したりはできていない

(8) 第九支部

地域のつながり
・空き家問題 ・独り身世帯
防災
・空き家問題 ・庭の樹木・草の処置
その他
・民生委員児童委員担い手問題

7. 企画委員会規程

社会福祉法人館林市社会福祉協議会

企画委員会規程

(目 的)

第1条 本会事業活動のより適切な運営を図るため企画委員会を設ける。

(任 務)

第2条 地域福祉活動を展開するニーズの調査研究・地域福祉活動計画策定に関する事項を審議し、会長に意見を具申するものとする。

(組 織)

第3条 委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、社会福祉協議会支部・館林市福祉団体連絡協議会・館林市民生委員児童委員協議会・館林市ボランティアサークル連絡会及び学識経験者の内から会長が委嘱する。

3 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

4 委員長・副委員長は、委員の互選による。

5 委員長は会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、市社協事務局において行う。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、昭和58年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成 元年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する

8. 企画委員名簿

企 画 委 員

任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日

役職	氏名	選出区分
委員長	五十嵐 啓	館林市NPO法人連絡協議会
副委員長	吉丸 嘉明	館林市社会福祉協議会第四支部
委員	宮田 高見	館林市社会福祉協議会館林支部
	佐々木 忍	館林市社会福祉協議会第三支部
	石井 正和	館林市社会福祉協議会第五支部
	松村 貞弘	館林市社会福祉協議会第六支部
	山野井 高史	館林市社会福祉協議会第七支部
	清水 良男	館林市社会福祉協議会第八支部
	木下 好夫	館林市社会福祉協議会第九支部
	柴木 猛	館林市民生委員児童委員協議会
	倉林 高子	館林市民生委員児童委員協議会
	針谷 進	館林市福祉団体連絡協議会
	広瀬 進市	館林市福祉団体連絡協議会
	根岸 喜代子	館林市ボランティアサークル連絡会ほほえみ
	中村 百合子	館林市ボランティアサークル連絡会ほほえみ
	栞原 幹也	社会福祉施設

(敬称略)

9. 事業経歴

年 月 日	事 業 内 容
昭和29年5月1日	・ 一町七ヶ村の合併により、館林市社会福祉協議会が任意団体として発足 ・ 心配ごと相談所を設置 ・ 小口生活資金貸付事業を開始
昭和44年2月18日	・ 厚生大臣より法人認可
昭和44年3月14日	・ 法人設立登記
昭和57年7月1日	・ 事務局長の選任化
昭和58年4月1日	・ 老人福祉センター運営管理、ホームヘルパー派遣事業の受託 ・ 会員会費制度の導入 (一般会費、賛助会費、特別会費、法人会費) ・ 交通遺児育英資金給付事業の開始
昭和58年10月27日	・ 企画委員会、財政委員会、広報委員会の設置
昭和59年6月1日	・ 歩行補助車購入費補助事業の開始
昭和59年6月20日	・ ゲートボール場敷砂購入費補助事業の開始 ・ 電話ファックス装置貸与事業の開始
昭和60年4月1日	・ 移動入浴サービス事業の受託 ・ 地域福祉活動推進モデル事業の開始 ・ 福祉協力校指定事業の開始 ・ 在宅ひとり暮らし高齢者等給食(会食)サービス事業の開始 ・ 福祉まつり事業の開始 ・ 奉仕者養成講習会事業の受託 ・ 群馬県共同募金会館林市支会の設置
昭和60年9月1日	・ 盲人ガイドヘルパー派遣事業の開始
昭和61年4月1日 ～昭和63年3月31日	・ 国庫補助事業「福祉ボランティアの町づくり」事業の指定 (指定期間 2年)
昭和61年4月1日	・ 会員会費制度の変更(賛助会費、特別会費の廃止) ・ 高校生ボランティアスクールの開始 ・ 総合福祉センター建設積み立ての開始
昭和62年4月1日	・ 心身障がい児(者)キャンプのつどいの受託 ・ 寝具乾燥殺菌事業の受託
昭和62年6月13日	・ おもちゃの図書館を設置
平成元年4月1日	・ デイサービス事業の受託(市単独) ・ 総合相談(法律相談、結婚相談)事業の受託 ・ 在宅一人暮らし高齢者等給食(配食)サービス事業の受託
平成2年4月1日	・ 在宅重度心身障がい者等デイサービス事業の受託
平成3年度～7年度	・ 「地域福祉計画-前期基本計画-」の実施

年 月 日	事 業 内 容
平成3年7月1日	・ 国庫補助事業「ふれあいのまちづくり事業」の指定
平成4年4月1日	・ 在宅介護者リフレッシュ事業の開始
平成5年4月1日	・ 館林市総合福祉センター運営管理の受託 ・ 事務局2係制の導入(管理係、業務係)
平成6年4月1日	・ デイサービスセンターの受託(国庫) ・ 尿漏れパット給付事業の受託
平成7年4月1日	・ 福祉モニター制度の開始
平成8年2月1日	・ 登録ホームヘルパー派遣制度の導入
平成8年度～12年度	・ 「地域福祉計画-後期基本計画-」の実施
平成8年4月1日	・ 一般会費の変更(1口300円→500円) ・ 手話通訳派遣事業の受託
平成8年7月1日	・ 高根つつじ野ふれあいサロンの設置
平成9年4月1日	・ 館林市ボランティアセンターの設置
平成10年6月29日	・ 収益事業の認可(館林市総合福祉センター1階売店)
平成11年10月1日	・ 地域福祉権利擁護事業の受託
平成11年11月1日	・ 指定居宅介護支援事業者の指定
平成12年3月1日	・ 指定居宅サービス事業者の指定 (訪問介護、訪問入浴、通所介護)
平成12年度～13年度	・ 「地域福祉計画策定モデル地区」の指定(全社協)
平成12年度～16年度	・ 「新地域福祉活動計画」の実施
平成12年4月1日	・ 介護保険事業に参入 (居宅介護支援、訪問介護、訪問入浴、通所介護) ・ 基幹型在宅介護支援センターの受託 ・ 福祉作業所の受託
平成12年7月1日	・ 住民参加型在宅福祉サービス(ふれあいサービス)事業の開始
平成12年7月11日	・ 定款の一部変更 主たる住所:館林市苗木町2452番地の1へ
平成13年3月27日	・ 理事定数の変更認可(15名→17名)
平成14年4月1日	・ 福祉サービス利用者苦情解決制度の開始
平成14年10月1日	・ 住民参加型在宅福祉サービス(一時託児所)事業の開始 一時託児サービス「ぱんぽこらんど」を設置
平成15年4月1日	・ 指定身体障害者居宅介護支援事業所の指定 ・ 指定知的障害者居宅介護の指定 ・ 指定児童居宅介護の指定 ・ 障がい者の支援費制度事業の開始 ・ 事務局グループ制(2グループ)の導入
平成15年4月16日	・ 理事定数の変更認可(17名→18名)
平成16年度～20年度	・ 「第三次地域福祉活動計画」の実施
平成16年4月1日	・ 高額療養費資金貸付事業の開始

年 月 日	事 業 内 容
平成16年4月1日	・ 手話通訳者設置事業の受託
平成16年5月1日	・ 精神障がい者ホームヘルプサービス事業の開始
平成17年4月1日	・ 児童デイサービス(障がい児通園)事業の受託
平成17年5月1日	・ 担当理事制度の開始
平成18年4月1日	・ 館林市総合福祉センター指定管理の指定 ・ 地域型在宅介護支援センターの受託 ・ 事務局グループ制の変更(2→3グループ)
平成18年3月1日	・ 指定介護予防支援事業者の指定 ・ 指定介護予防訪問介護事業者の指定 ・ 指定介護予防通所介護事業者の指定
平成18年10月1日	・ 障がい者自立支援法に基づく事業の指定 (居宅介護事業、重度訪問介護事業) ・ 館林市心身障害児通園事業の開始 ・ 一般乗用旅客自動車運送事業の開始
平成20年4月1日	・ 介護保険4事業の指定更新 (居宅介護、訪問介護、訪問入浴、通所介護)
平成20年4月1日	・ 事務局係制の導入(3係)
平成20年9月26日	・ 書面表決の変更認可
平成21年度～25年度	・ 「第四次地域福祉活動計画」の実施
平成22年2月22日	・ マスコットキャラクター「た～てん」誕生
平成22年4月1日	・ 事務局課制の導入(3課6係制)
平成23年3月4日	・ 理事定数の変更認可(18→15名) ・ 評議員定数の変更認可(40→36名)
平成23年4月1日	・ 館林市総合福祉センター指定管理の再指定
平成24年2月28日	・ 事業名称等の変更認可
平成24年3月31日	・ 老人福祉センターの受託終了 ・ 地域型在宅介護支援センターの受託終了
平成24年4月1日	・ 介護予防3事業の指定更新 (介護予防支援、介護予防訪問介護、介護予防通所介護)
平成24年4月1日	・ 小規模作業所の館林市福祉作業所から地域活動支援センターへ変更 ・ 指定障害福祉サービスの児童デイサービスから児童発達支援事業の障がい児通園事業に変更
平成24年10月1日	・ 障がい者自立支援法に基づく事業の指定更新 (居宅介護、重度訪問介護)
平成25年4月1日	・ ファミリー・サポート・センター事業の受託
平成26年3月31日	・ 地域活動支援センター(福祉作業所) 受託終了 ・ 在宅重度心身障がい者等デイサービス 受託終了 ・ 児童発達支援事業(障がい児通園事業すくすく) 受託終了 ・ 高額療養費資金貸付事業の終了

年 月 日	事 業 内 容
平成26年4月1日	・ 介護保険4事業の指定更新 (居宅介護、訪問介護、訪問入浴、通所介護)
平成26年度～30年度	・ 「第五次地域福祉活動計画」の実施
平成26年9月1日	・ 産前産後サポーター派遣事業を受託
平成27年4月1日	・ 地域包括支援センター運営事業を受託 (名称:高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会) ・ 介護支援ボランティア事業を受託 ・ 事務局課制の変更(3課4係制)
平成28年4月1日	・ 館林市総合福祉センター指定管理の再指定 ・ 事務局課制の変更(4課5係制)
平成28年6月1日	・ 地域子育て支援拠点事業を受託 (名称:社会福祉協議会地域子育て支援センターわくわくらんど)
平成28年10月1日	・ 生活支援体制整備事業を受託
平成29年4月1日	・ 理事定数の変更認可(15→8名) ・ 評議員定数の変更認可(36→27名) ・ 事務局課制の変更(3課5係制)
平成29年6月1日	・ 成年後見制度推進事業を受託
平成29年9月18日	・ 市民後見人養成講座を開催
平成29年9月26日	・ 認知症カフェ事業を開始(名称:オレンジカフェた～てん)
平成30年3月31日	・ 盲人ガイドヘルパー派遣事業終了
平成30年2月1日	・ たてばやし後見支援センターを開所
平成30年4月1日	・ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定 (訪問型、通所型)
平成30年4月18日	・ 法人後見事業の認可
平成30年4月18日	・ 法人後見運営委員会設置要綱を整備
平成30年4月26日	・ 館林市社会福祉法人連絡会の設立
平成30年8月1日	・ リフト付きマイクロバス貸与
平成30年10月1日	・ 障害者総合支援法に基づく事業指定更新 (居宅介護・重度訪問介護事業)
平成31年1月1日	・ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(訪問型サービスA)の指定 ・ (館林市)
平成31年4月1日	・ 「第六次地域福祉活動計画」の実施 (活動期間:平成31年4月～令和6年3月)
平成31年4月1日	・ 法人後見支援員設置要綱を整備
令和元年10月1日	・ 子どもの総合相談窓口事業を受託
令和元年10月1日	・ 通いの場関係事業を受託
令和元年10月31日	・ 買い物支援サービスを開始(赤羽地区)

年 月 日	事 業 内 容
令和2年4月1日	・ 介護保険4事業の指定更新 (居宅介護、訪問介護、訪問入浴、通所介護)
令和2年3月24日	・ 買い物支援サービスを開始(三野谷地区)
令和2年4月1日	・ 事務局課制の変更(3課4係制)
令和2年4月1日	・ 生活支援体制整備事業を受託
令和2年4月1日	・ 地域共生社会体制整備事業を受託
令和2年8月2日	・ ひとり親家庭の食料支援(フードドライブ)を開始
令和3年4月1日	・ 館林市総合福祉センター指定管理の再指定(単年度指定)
	・ 介護予防・日常生活支援総合事業の指定更新(訪問型:明和町)
	・ 相談支援包括化推進会議設置
	・ 高齢者あんしん相談センター社会福祉協議会事務所移転 (本町4丁目→松原)
令和4年2月15日	・ 多機関協働会議(支援会議・重層的支援会議)開始
令和4年4月1日	・ 館林市総合福祉センター指定管理の再指定 ・ 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業(訪問介護従前相当サービス) 指定更新(明和町)
令和4年10月21日	・ ひきこもりサロン(青空サロン、家族会こもれび)開始
令和4年12月23日	・ フードドライブ事業(配布相談会)開始
令和5年4月1日	・ 個別相談会開始
令和5年6月28日	・ 館林市手をつなぐ育成会事務局移管
令和5年3月31日	・ 在宅介護リフレッシュ事業終了
令和6年4月30日	・ 訪問入浴事業廃止
令和6年10月1日	・ 障害者総合支援法に基づく事業指定更新 (居宅介護・重度訪問介護事業)
令和7年1月1日	・ 介護予防・日常生活支援総合事業(訪問型サービスA)指定更新 (館林市)

社会福祉法人館林市社会福祉協議会
第七次地域福祉活動計画 令和 7 年 4 月

[発行] 社会福祉法人館林市社会福祉協議会

〒374-0043 館林市苗木町 2452-1

電話 0276-75-7111 FAX 0276-75-8111

E-mail info@tate-shakyo.or.jp

